

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業」

# 産婦健康診査事業・産後ケア事業の 体制整備のための事例集

令和5年3月



## 目次

第1章 はじめに.....	7
(1) 本事例集の位置づけ.....	7
(2) 都道府県と市町村の役割.....	7
1) 都道府県の役割.....	7
2) 市町村の役割.....	7
第2章 産婦健康診査事業.....	8
(1) 体制整備.....	8
1) 事業設計・事業実施フローの整備.....	8
2) 実施事業者の確保.....	11
3) 委託事業者との契約.....	11
(2) 事業実施.....	13
1) 情報連携.....	13
① 情報連携フローの策定.....	13
② 情報連携フォーマット.....	18
2) 評価・分析.....	23
第3章 産後ケア事業.....	24
(1) 体制整備.....	24
1) 事業設計・実施フローの整備.....	24
2) 事業対象者.....	27
① 近隣市町村住民の対応.....	27
② 里帰りの方への対応.....	28
3) 実施事業者と場所の確保.....	31
4) 実施事業者の選定・契約.....	32
① 実施事業者の質の担保.....	32

② 契約内容.....	32
③ 事業実施者の体制等の事前確認.....	32
(2) 事業実施.....	34
1) 対象者への周知・案内.....	34
2) 支援を必要とする方への対応.....	36
① 支援を要する方の把握.....	36
② 必要な支援の検討・連携.....	39
③ 利用申請・申し込み.....	40
3) 関係機関間の情報連携.....	41
4) 終了後のフォローアップ.....	44
(3) 都道府県による管内市町村への支援.....	46
1) 集合契約の締結.....	46
2) 委託料の設定.....	47
3) 報告様式等の統一.....	50
4) 会議体の設置.....	54
巻末付録.....	55

自治体名	都道府県			市町村			和歌山県 有田市
	愛知県	広島県	三重県	大分県	山梨県	神奈川県 横浜	
人口(出生数)	7,517,000 0 (55,613)	2,780,000 0 (19,606)	1,756,000 0 (11,141)	1,105,928 (7,320)	805,000 (5,184)	3,773,673 (24,876)	41,476 (275)
産科医療機関数 (分娩取扱機関数)	244 (125)	107 (44)	73 (34)	26 (26)	29 (16)	不明 (45)	2 (1)
産婦健康診査事業 ア型信託型 事業							
担当部署	保健医療部 保健医療課 対策課 母子保健 グループ	健康福祉 局 市民未来 応援課 子育て推進 グループ	子ども・福 祉部 子育て支 援課 母子保健 班	子ども未来 課	子育て支 援局 子育て政 策課 母子保健 担当	子ども青少年 局 福祉課 保健部 地域子育て 支援課	市民健康 部 子育て支 援課 子育て広 場センター 運営
事業70- の整備			● P9-13				
産後健康診査 契約		● P12					
情報連携		● P19~20	● P21~22	● P14~17			
事業評価		● P23					
事業70- 作成							
多様な 対象者 事業者・場所の 確保			● P46				● P29
事業者の 選定・契約 対象者への 周知・案内			● P46		● P51		
対象者の 把握	● P52~53						
支援検討							● P41~42
情報連携							● P43
フォローアップ							
集合契約			● P46				
委託料設定					● P48~49		
様式等の統一	● P52~53				● P51		
会議体設置					● P54		



## 第1章 はじめに

### (1) 本事例集の位置づけ

令和元年12月に母子保健法の一部を改正する法律が公布され、これまで予算事業として実施されてきた産後ケア事業が母子保健法上の施策の一つとして位置付けられた。

そうした背景を受け、産婦健康診査事業・産後ケア事業に取り組む市町村の数は増加しており、実施率も高まっている。

しかしながら、令和4年1月には、総務省により産前・産後の支援の取組状況についての行政評価・監視が行われ、その実施状況や内容について地域間で格差があることも明らかになっている。また、事業実施に際して、都道府県の関与の必要性も指摘されている。

こうした背景を受け、今後、産後の支援がさらに進むよう、都道府県の関与強化も含めた施策の検討が急がれている。

そこで、本事例集では、各自治体が地域の課題や実情に合わせた施策展開を進められるよう、体制整備のための工夫の在り方や実例を取りまとめている。産婦健康診査事業や産後ケア事業は、各市町村の人口や出生率、地域の医療資源の充実度合いなどによっても取れる体制は異なっている。本事例集は、各地域の実情に合わせ、様々な工夫を凝らして事業を実施している事例を取り上げている。今後事業を検討・充実されようとしている都道府県・市町村担当者の皆様にとって参考になるよう、多様なパターンや実例を掲載しているため、各地域の課題に合わせて参考にさせていただきたい。

### (2) 都道府県と市町村の役割

#### 1) 都道府県の役割

産婦健康診査事業や産後ケア事業などの母子保健事業は市町村が実施主体の事業であるが、都道府県は市町村を支援する立場として、その体制整備をサポートする役割を担っている。

特に、市町村単独では体制整備が難しいような、産科医療機関等の不足する地域や、小規模の市町村においては、都道府県が広域の連携を支援する、実施事業者との調整を行うなどの支援を行うことで、実施に向けた充実を図ることが可能となる。

#### 2) 市町村の役割

事業実施主体として、事業の計画・体制整備・事業実施などの役割を担う。特に産婦とこどもの心身の健康や質の担保を図るための仕組みや工夫を作ることが求められる。

## 第2章 産婦健康診査事業

### (1) 体制整備

#### 1) 事業設計・事業実施フローの整備

産婦健康診査事業は、産婦の健康状態を確認するのみならず、支援が必要となる産婦を把握し、適切な対応へとつなげる入り口ともなる事業である。したがって、事業実施においては、産婦健康診査事業と他の事業の関連性や位置づけを整理し、対応が必要な産婦についての情報をどのように関係機関と連携するかといった情報連携フローの設計が重要となる。



背景

三重県は、地理が南北に長く医療機関の偏在もあるなかで、県全体で標準化したサービスを提供する必要性が強く認識されていたことから、県医師会と共同で事業を展開してきた歴史がある。こうした地道な環境醸成が功を奏して、県下統一の産婦健康診査のマニュアルの制定に結び付いた。

工夫

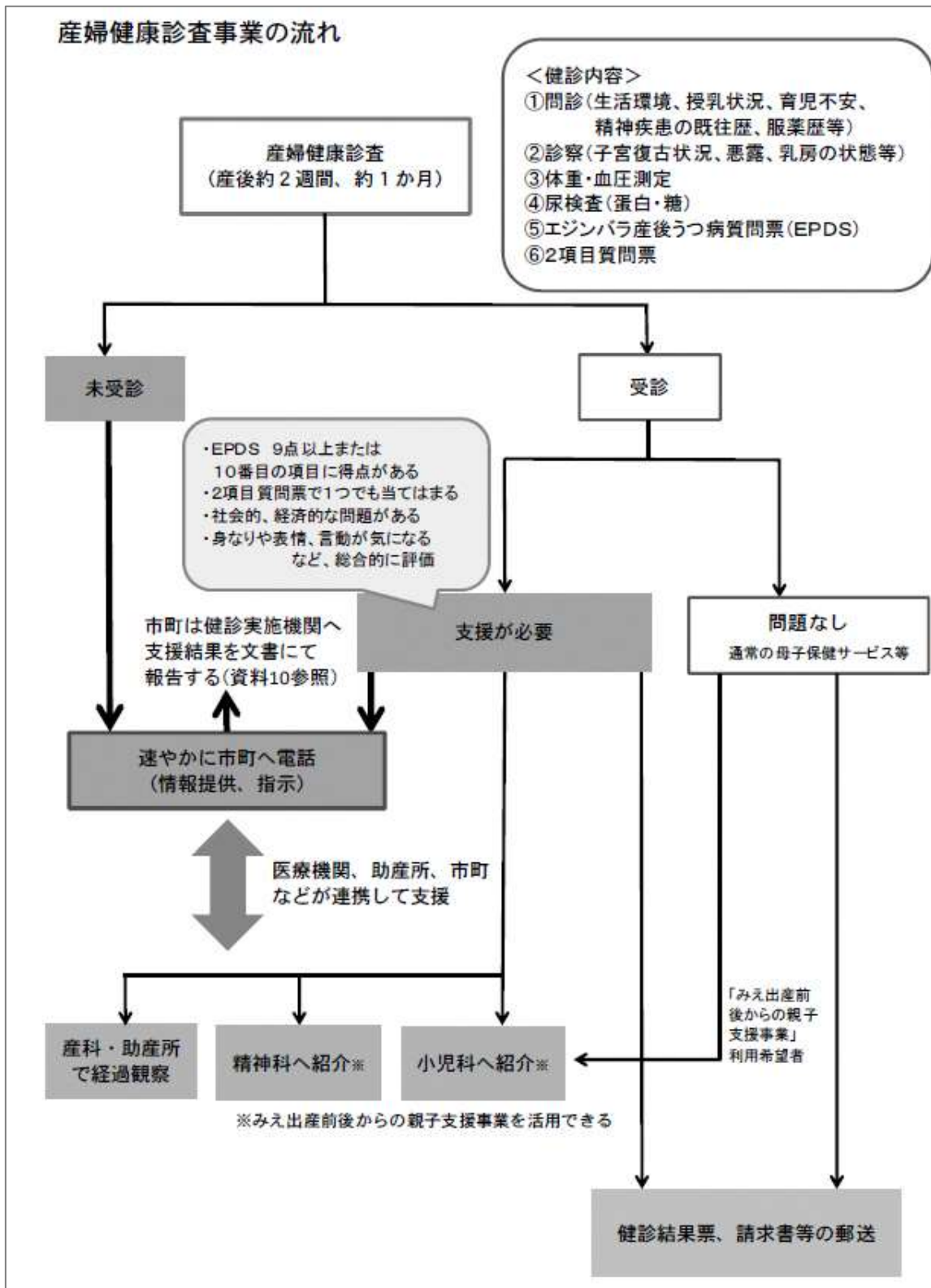
県医師会、県産婦人科医会、県小児科医会、県精神科病院会、県助産師会、市町、県が一体となって、「産婦健康診査事業実施マニュアル」を策定している。その中で、産婦健康診査事業の流れについても定めており、支援が必要となる場合の対応についてまとめ、県下の自治体・医療機関の共通の認識を作っている。

三重県では、県医師会と集合契約を締結しており、県全体でマニュアルに記載した取組を推進できる体制が整っている。また、問診票や受診券、報告様式も統一様式を作成しており、県内の自治体・医療機関間での連携をスムーズに行える仕組みとなっている。



参考 マニュアル掲載ページ  
 三重県医師会 産婦健康診査事業について  
<https://www.mie.med.or.jp/hp/doctor/boshi/index2.html>

## 産婦健康診査事業の流れ



## 2) 実施事業者の確保

産婦健康診査事業を実施する上で、大きな課題となるのが実施事業者の確保である。産婦健康診査事業を実施しようと検討しても、市内に産科医療機関等がないケースや、医療機関の人的リソースが限られているが故に、産婦健康診査事業にまで対応できないケースもある。

そうした状況を打破するため、広島県の一部医療機関では、2週間健診を助産師が実施するケースや、提携先の助産院に再委託したりなどの工夫を行っているケースもある。

産婦健康診査事業が実施できない施設で出産した場合でも、別の施設での受診を促すなどの工夫をすることで、より多くの産婦の状態を確認することが可能になる。

## 3) 委託事業者との契約

委託事業者との契約手続きは、市町村側の事務負担となるだけでなく、受託する医療機関側にとっても大きな負担となるものである。特に、複数の市町村と契約を結んでいるような医療機関は、市町村によって契約の条件などが異なり、確認や手続きの手間がかかるようなケースも多い。

そうした中で、一部の都道府県では、県が主導して、県単位での集合契約を締結し、契約書式や手続きをまとめることで、市町村・医療機関双方の負担を減らすことに成功している。

背景

県下の自治体から聞き取りを行い、産婦健康診査を実施しない理由として、下記の声が挙がっていた。

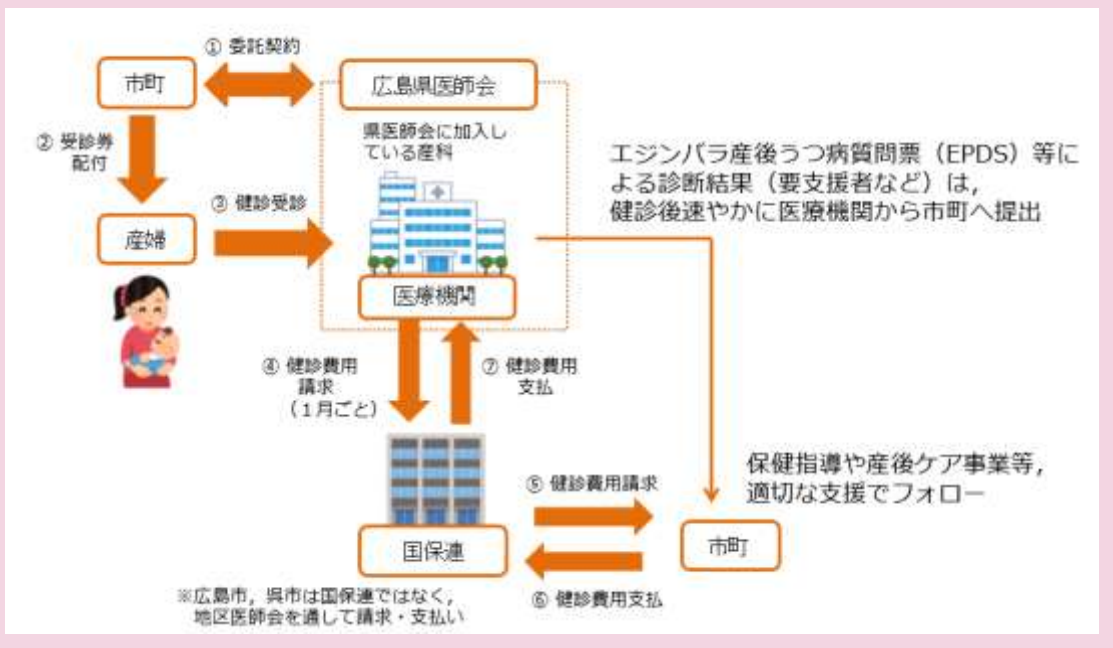
- 市町内に委託できる産科医療機関や助産院がない
- 利用者は様々な医療機関等を利用されるが、各市町において個別の医療機関等との調整や契約手続きが煩雑でかなりの労力が必要
- 市町村ごとに問診票や情報提供様式が異なるために医療機関等に負担がかかっている

工夫

県主導で県医師会や県産婦人科医会、県助産師会と連携・調整を行い、県内全ての産科医療機関等で「産婦健康診査」が受けられる体制を確立した。

県内市町が広島県医師会と集合契約を結び、健診費用は広島県国民健康保険団体連合会を通じて各医療機関等に支払う仕組みを導入することにより、県全域で心身のケアが必要な産婦をスクリーニングできるようになった。

また、次ページに示す通り、県として情報提供の様式を定め、医療機関と市町が情報連携し、支援が必要な産婦の情報を市町が把握できるようにしている。また、支援を行った際はその経過や結果を市町から医療機関に報告する様式も作成し、相互に情報共有が進む形を目指している。



## (2) 事業実施

### 1) 情報連携

産婦健康診査事業は、産後うつ予防等を図るため、産後早期に支援が必要な産婦を把握し、適切なケアにつなげることが目的の事業である。そのため、市町村・医療機関間での早期かつ適切な情報連携が不可欠である。

適切な情報連携を行う上では、まず事業実施フローの中で、情報連携の方法やタイミングといった「情報連携フローの策定」を行うこととともに、情報提供の内容や様式を定めた「情報連携フォーマット」を作成することで、均質化された情報連携が可能となりうる。

#### ① 情報連携フローの策定

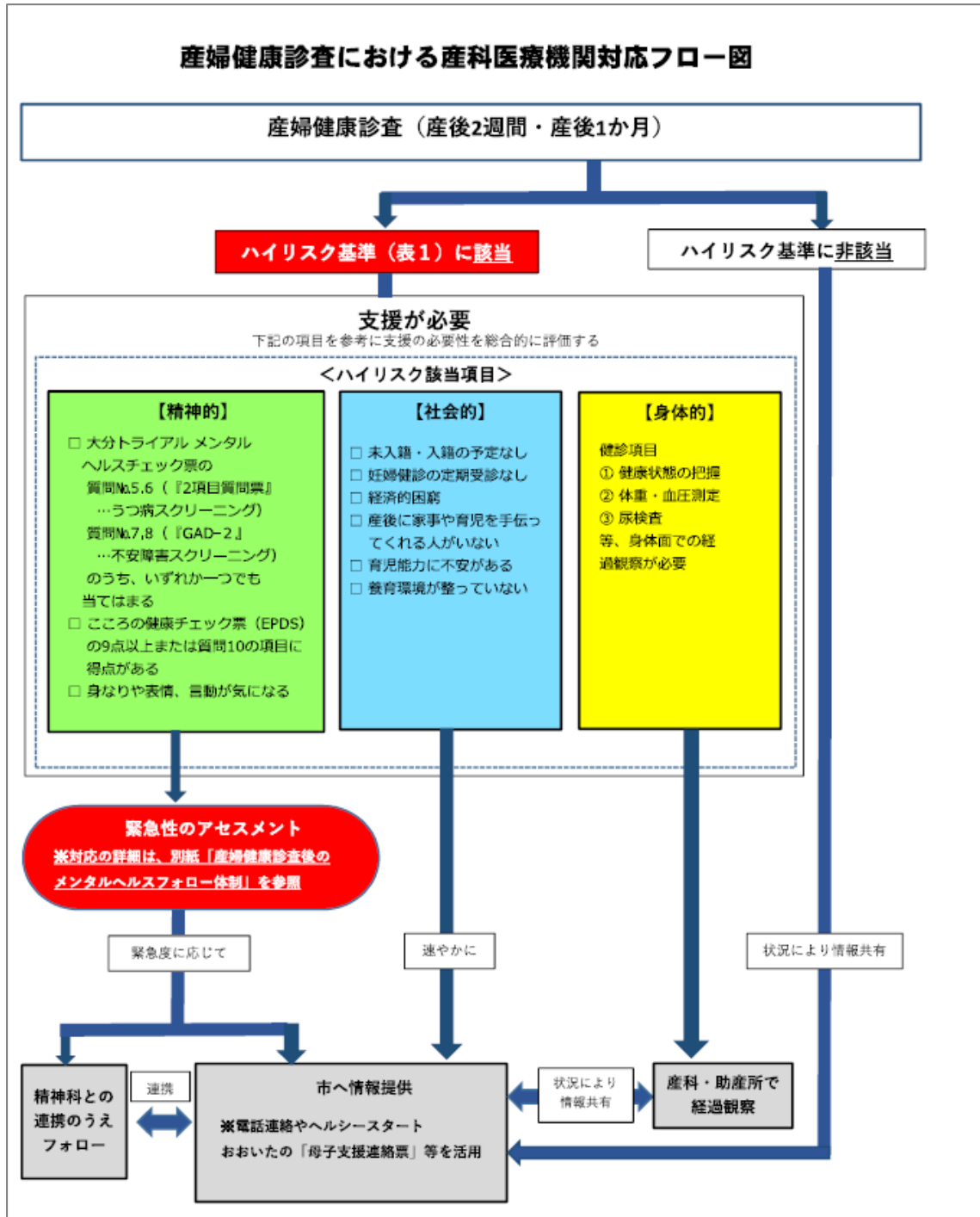
フロー策定時には、情報連携を求める場合の基準等とその後の対応方針を明文化しておくことで、支援が必要な産婦を確実に把握することにもつながる。

<支援が必要な産婦の例(大分県・三重県の事例などから抜粋)>  
EPDS9 点以上  
EPDS 項目 10 が 1 点以上  
赤ちゃんへの気持ち質問票の項目 3 または 5 が 1 点以上  
社会的・経済的な問題がある  
健康診断で身体的な経過観察が必要だと判断された  
身なりや表情、言動が気になる  
その他医師の判断により継続支援が必要であると思われる など

事業全体の流れの中に情報連携フローも掲載している事例については、(1) 体制整備の 1) 事業設計・事業実施フローの整備(p8)の中に記載されているため、そちらも参照されたい。ここでは、医療機関との連携に特化してフローを作成している事例を紹介する。

産婦健康診査事業 情報連携フロー

例1 大分県 産婦健康診査における産科医療機関対応フロー図



## 産婦健康診査事業にかかるハイリスク基準

※ハイリスク基準は、ヘルシースタートおおいガイドラインより一部抜粋

<p><b>身体的</b></p>	<p>正常産褥経過を逸脱した何らかの自他覚所見を呈する</p> <p><b>【産後2週間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分トライアル メンタルヘルスチェック票の質問 No.5・6(『2項目質問票』(うつ病のスクリーニング))、質問No.7・8(『GAD-2』(不安障害のスクリーニング))のうち、いずれか一つでも該当する場合</li> <li>○ 質問No.5(過去1か月の間に、気分が落ち込んだり、元気がなくなる、あるいは絶望的になって、しばしば悩まされたことがある)</li> <li>○ 質問No.6(過去1か月の間に、物事をすることに興味あるいは楽しみをほとんどなくして、しばしば悩まされたことがある)</li> <li>○ 質問No.7(過去1か月の間に、ほとんど毎日緊張感、不安感または神経過敏を感じることもある)</li> <li>○ 質問No.8(過去1か月の間に、ほとんど毎日心配することが止められない、または心配をコントロールできないようなことがある)</li> </ul> <p><b>【産後1か月】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらの健康チェック票(EPDS)が9点以上または質問10の項目に得点がある場合</li> <li>○ 質問10(自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた)</li> </ul>
<p><b>精神的</b></p>	<p><b>【産後2週間・1か月共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛着形成に不安がある場合</li> <li>・身なりや表情・言動が気になる</li> </ul>
<p><b>社会的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未入籍・入籍の予定なし、</li> <li>・妊婦健診の定期受診なし</li> <li>・経済的困窮</li> <li>・産後に家事や育児を手伝ってくれる人がいない</li> <li>・育児能力に不安がある</li> <li>・養育環境が整っていない</li> </ul>

## 大分県 大分トライアル(メンタルヘルスチェック票)

※前ページ「ハイリスク基準(表1)」内 産後2週間で利用

### 大分トライアル (メンタルヘルスチェック票)

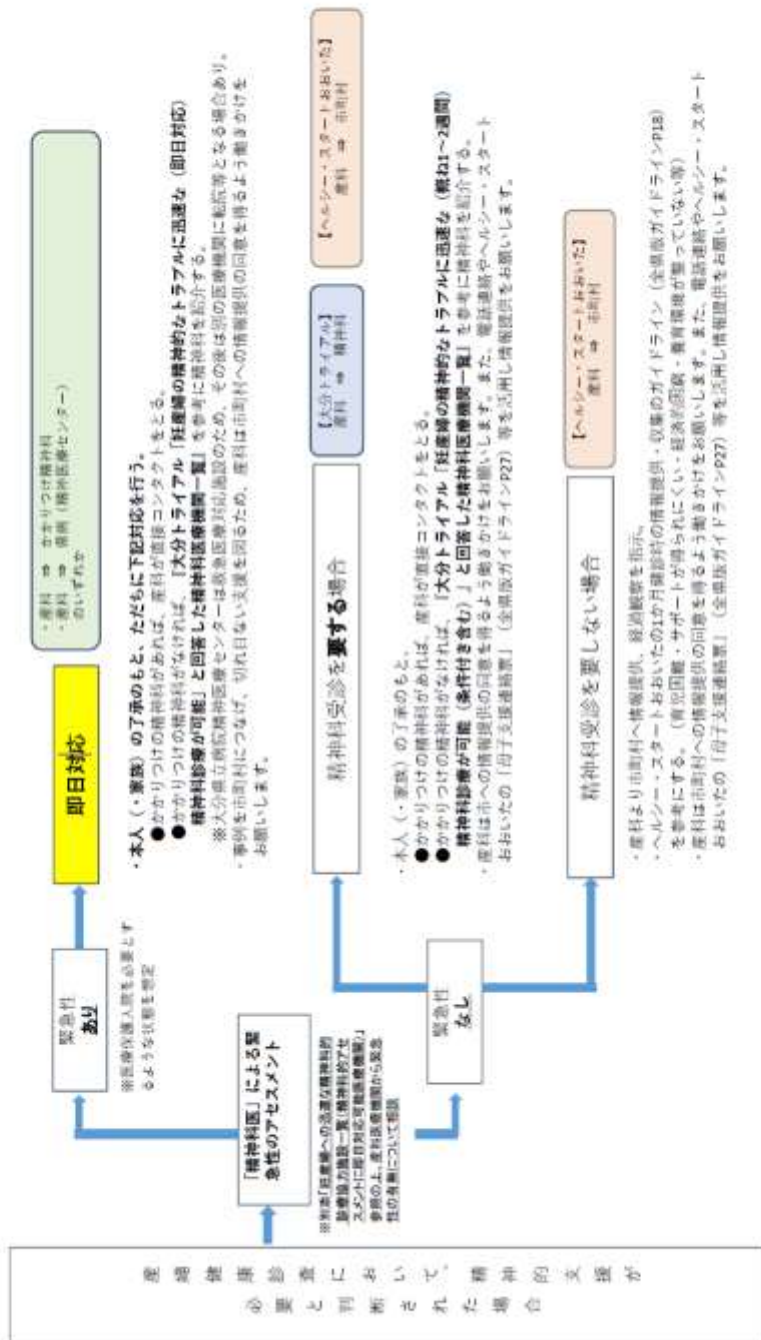
あなたの、最近の調子についてお答えください。

- ① 現在、こころの調子はいかがですか？  
よい ▪ ふつう  
よくない ( )
- ② これまでにカウンセラーや心療内科や精神科等に相談したことがありますか。  
はい(施設名: ) ない
- ③ 現在、カウンセラーや心療内科や精神科等に相談をしていますか。  
はい(施設名: ) ない
- \* 常用しているお薬がありますか。  
ない ある: 睡眠薬 安定剤 わからない薬 その他  
お薬の名前がおわかりであれば、ご記入ください。
- ④ 悩んだり心配があるときに、相談する人がいますか？  
はい ▪ いいえ
- ⑤ 過去1か月の間に、気分が落ち込んだり、元気がなくなる、あるいは絶望的になって、しばしば悩まされたことがありますか？  
はい ▪ いいえ
- ⑥ 過去1か月の間に、物事をすることに興味あるいは楽しみをほとんどなくして、しばしば悩まされたことがありますか？  
はい ▪ いいえ
- ⑦ 過去1か月の間に、ほとんど毎日緊張感、不安感また神経過敏を感じることはありませんでしたか？  
はい ▪ いいえ
- ⑧ 過去1か月の間に、ほとんど毎日心配することを止められない、または心配をコントロールできないようなことがありましたか？  
はい ▪ いいえ



# 大分県 産婦健康診査後のメンタルヘルスフォロー体制

## 産婦健康診査後のメンタルヘルスフォロー体制



参考文献：立花良之、「母親のメンタルヘルスサポートハンドブック 気づいて・つないで・支える多職種地域連携」（医歯薬出版）

## ② 情報連携フォーマット

情報連携を充実させるうえでは、統一的なフォーマットを用いて、情報の抜け漏れを防ぎ、確実な情報連携を行うことも有用である。自治体によっては受診券の裏面に結果票を印刷するなどし、費用請求時にその内容を自治体に報告するといった取組も行われている。

また、都道府県単位で情報連携のフォーマットを定めている自治体もある。これは、地域間での情報連携の質の格差を是正するだけでなく、複数の市町村から委託を受けている医療機関の事務的な負担を軽減することにもつながると言えよう。

次ページ以降にいくつかの自治体の様式例を示す。各自治体の様式を検討される際に参考にしていただきたい。

産婦健康診査事業 情報連携フォーマット

様式例1 広島県 産婦健康診査結果情報提供書(医療機関→市町)

(様式第7号：医療機関⇒市町) ※各市町の様式がない場合

産婦健康診査結果 情報提供書 (案)

令和 年 月 日

〇〇市・町 〇〇課 様

医療機関・助産所名 \_\_\_\_\_  
 記入者名 \_\_\_\_\_  
 【医師・助産師・看護師・他 ( )】  
 電話番号 \_\_\_\_\_

産婦健康診査において、支援が必要と判断しましたので、今後の支援をお願いします。

産婦氏名 生年月日	年 月 日
子の氏名 生年月日	年 月 日
住 所	
電話番号	

FAX で送付する際は、  
記入しないでください。  
後ほど、担当者から貴院へ  
連絡します。

産婦健康診査の結果

受診日	令和 年 月 日 (産後 日目)
産婦健康 診査結果	<b>【エジンバラ産後うつ質問票】</b> <input type="checkbox"/> 合計点 ( ) 点 <input type="checkbox"/> 質問項目 10 が 1 点以上 <input type="checkbox"/> 医師の判断により継続支援が必要 ( )
	<b>【診察結果】</b> ※該当する番号に○を記載してください。( )にその内容を記載してください。 1 異常なし 2 要経過観察 ( ) 3 要医療 ( ) 4 治療中 ( ) ※産婦健康診査問診票の写しを添付してください。
市町による支援	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 特記事項 ( )
連絡事項	<input type="checkbox"/> 本情報提供することについては、本人の同意を得ています。 <input type="checkbox"/> 本情報提供をすることについて、本人の同意を得ていませんが、情報提供 (児童福祉法第 21 条の 10 の 5) として連絡します。 結果報告書の送付希望    有 ・ 無

産婦健康診査事業 情報連携フォーマット

様式例2 広島県 支援経過・結果報告書(市町→医療機関)

医療機関から情報提供を依頼するだけでなく、情報提供してくれた医療機関に対しては、その後の支援の状況についてもフィードバックできるような書式を制定している。

(様式第8号) ※各市町の様式がない場合

産婦健康診査 支援経過・結果報告書(案)

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_様

〇〇市・町 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

現在までに、次のとおり支援させていただきましたので、ご報告いたします。

ふりがな 産婦氏名		生年月日	
住 所			

対応方法	<input type="checkbox"/> 家庭訪問 (令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 面接・電話 (令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他( )		
支援時の 状況	【母の様子】 食欲 (有 ・ 無 ) 睡眠 (良好 ・ 不良 ) 疲労感(有 ・ 無 ) 乳房トラブル(有 ・ 無 ) 育児手技(良好 ・ 不良) その他( )	【育児環境】 育児協力者・相談相手 (無 ・ 有 ) 経済状況(安定 ・ 不安定) その他( )	
	【特記事項:相談支援内容等】		
今後の方針	<input type="checkbox"/> 継続支援 次回予定等( ) <input type="checkbox"/> 産後ケア事業等, 産後の支援サービスの提供( ) <input type="checkbox"/> 相談等, 関係機関の紹介( ) <input type="checkbox"/> 支援を終了 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
本報告書を送付することについての本人の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

産婦健康診査事業 情報連携フォーマット

様式例3 三重県 産婦健康診査結果票(医療機関→市町)

【資料4】 産婦健康診査結果票 (A4版 裏面：EPDS)

産婦健康診査結果票 (産後2週間用・1か月用)

\*太線内すべての項目をボールペン等で記入してください。

フリガナ		産 婦	S	年 月 日
産 婦 氏 名		生 年 月 日	H	
住所	住民票登録地			
産婦連絡先	TEL・携帯	世帯主氏名		
産婦生活歴	喫煙 なし・あり	本/日	飲酒 なし・あり (時々・毎日)	

以下は医療機関等が記入します。

出産日	年 月 日	産後日数	日
			1回目：産後約2週間 2回目：産後約1か月
健康診査の結果	1. 異常なし 2. 要指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 診察 <input type="checkbox"/> 体重 <input type="checkbox"/> 血圧 <input type="checkbox"/> 尿検査(蛋白・糖) <input type="checkbox"/> EPDS <input type="checkbox"/> 2項目質問票 <input type="checkbox"/> その他 ( )	*実施した項目をチェックし、結果を記入してください。 <input type="checkbox"/> 問診：支援者がいるか (はい・いいえ) 休養がとれているか (はい・いいえ) 授乳状況 (母乳・混合・人工乳) 精神疾患の既往歴 (なし・あり) (うつ病・パニック障害・統合失調症・その他 ( )) 精神疾患の服薬歴 (なし・あり) <input type="checkbox"/> 診察：子宮復古 (良・否) 悪露 (正・否) 乳房の状態 ( ) <input type="checkbox"/> 体重測定 ( kg) <input type="checkbox"/> 血圧測定 ( ~ mmHg) <input type="checkbox"/> 尿検査 蛋白 (-・++・+++) 糖 (-・++・+++) <input type="checkbox"/> EPDS ( 点) <input type="checkbox"/> 2項目質問票 (該当あり・該当なし)	
産婦への指示	1.なし 2.あり (1.栄養 2.生活 3.疾病予防 4.その他 )		
市への指示	1.なし 2.あり (1.電話 2.来所 3.訪問 4.その他 )		
実施年月日	年 月 日		

上記のとおり、健康診査結果を報告します。

年 月 日

委託医療機関等名称

担当医師・助産師名

出所)産婦健康診査事業実施マニュアル 第3版(令和4年3月)

<https://www.mie.med.or.jp/hp/doctor/boshi/index2.html>

産婦健康診査事業 情報連携フォーマット  
 様式例4 三重県 支援結果連絡票(市町→医療機関)

【資料10】		支援結果連絡票		(市町→産婦健康診査実施機関)	
送付先医療機関			平成 年 月 日		
_____ 様			市町名 _____		
			担当課名 _____		
			担当者名 _____		
			電話番号 _____		
情報提供いただきました下記の産婦・児についてご報告いたします。					
子どもの氏名	フリガナ _____ (男・女) H 年 月 日生・第( )子				
性別・生年月日	_____ 単胎・多胎( )子中( )子				
住所 (自宅・実家)				電話(自宅) 携帯(父・母)	
父母の氏名	父:フリガナ _____		母:フリガナ _____		家族構成  □—○
生年月日 職業	S・H 年 月 日生( 歳) 職業( )既往歴( )		S・H 年 月 日生( 歳) 職業( )既往歴( )		
対応方法	訪問・面接・電話・その他( )				
対応時の状況	実施日:平成 年 月 日 月齢 ヶ月 日(修正月齢 ヶ月 日)・産後 週				
児の様子	体重 g 退院後1日増加量 g/日 身長 cm 頭囲 cm 胸囲 cm 栄養状況 母乳( )回・ミルク( )ml×( )回、離乳食 回食 排便 回/日 発育 良・不良( ) 発達 良・不良( ) その他				
産婦及び 養育状況	心身の状態 良・不良(血圧・浮腫・マタニティブルー・EPDS( )点・赤ちゃんへの気持ち( )点 その他( )) 育児不安 なし・有( ) 養育態度 問題なし・有( ) 相談者の有無 有(夫・実母・兄弟姉妹・友人・その他( ))・なし 支援者の有無 有(夫・実母・兄弟姉妹・友人・その他( ))・なし その他				
相談内容	なし・有				
支援内容					
今後の支援	終了 次回支援予定 ( 月、電話・面接・訪問・その他( )) 支援方針( )				
医療機関への 連絡事項					
情報提供承諾	あり・なし				

出所)産婦健康診査事業実施マニュアル 第3版(令和4年3月)  
<https://www.mie.med.or.jp/hp/doctor/boshi/index2.html>

## 2) 評価・分析

事業をただやりっぱなしにするのではなく、どれだけ事業が実施され、どういった効果があるのか、どういった課題があるのかを分析・評価することで、よりよい事業推進につなげることができる。目的に合わせた評価指標を設定し、状態を確認することも必要となる。

### 広島県

#### 県が主導して定量的な事業の分析・評価を実施

##### 背景

コロナ禍で妊産婦の不安が高まったことをきっかけに、母子保健領域において、産婦健診でスクリーニングをし、産後ケアにつなげる仕組みがないと、支援が必要な方を把握し適切なケアに繋げることが困難であることを問題意識としていた。そこで、広島県では、県が主導して医師会・助産師会・産婦人科医との調整に加え、助産師会にコーディネーターを配置することで県との契約を促進した。

県として事業実施体制の整備に参画するだけでなく、県下の状況を把握し、事業全体を評価している。

##### 工夫

広島県では、市町村の利用実績を把握するのみならず、要支援に該当する方の人数や、支援を必要とする方について全ての医療機関から速やかな情報提供があったかなどを把握している。

それらの分析によって、実際にEPDS 高得点者が産後2週間健診時と比べると、1か月健診時には減少しており、産婦健康診査事業によりメンタルケアの必要な産婦を早期に把握し、産後ケア事業などの早期支援につなげることができているといった効果が分かってきている。

さらには、全国的に産後うつが増加傾向にあるという調査研究なども出ているが、市町からも産婦健康診査の結果ある程度低い水準に抑えられているとの声が挙がっているとのことであった。全体的に EPDS の点数も下がってきているなど、目に見えた効果が上がってきている。

広島県では県下の実施状況やその成果を調査して取りまとめしており、その結果を市町会議などでフィードバックしている。

また、一方で、速やかな情報提供の徹底については課題となっているなど、改善点も把握し、次年度以降の施策検討に役立てることができている。

- ✓ 産後2週・4週の2回のスクリーニングにより、メンタルケアの必要な産婦を早期に把握し、産後ケア事業などの早期支援につなげることができている。

区分	R3年度 産婦健診受診者数		
	受診者数	要支援産婦	要支援産婦の割合
1回目 (産後2週)	16,721人	1,761人	10.5%
2回目 (産後4週)	13,484人	728人	5.4%

## 第3章 産後ケア事業

### (1) 体制整備

#### 1) 事業設計・実施フローの整備

産後ケア事業を行うにあたっては、地域の資源の状況や他の事業との関連などから、産後ケア事業の位置づけや、実施フローを定めることが必要である。

事業の位置づけを決める上では、関連する様々な計画や事業との関係性を整理し、事業を多層的に位置づけることが求められる。三重県菰野町などのように、産後ケアの目的として産後うつによる自殺対策の一つとして位置付け、その必要性をより強調したという事例もある。

フロー作成にあたっては、支援を必要とする方が利用を開始するまでの流れのみならず、利用後の連携・フォローの方法といった様々な視点を盛り込むことが重要となる。

### 滋賀県長浜市

#### 適したサービスにつなげるフローの設計

##### 背景

長浜市は妊娠期からの保健師による訪問・面談や、医療機関との連携によって、支援が必要な肩を把握し、適切なサービスにつなげられるようなフローを作成している。

##### 工夫

長浜市では、地区担当保健師が妊娠期からコミュニケーション担当をとっており、母子健康手帳交付時に全員と面談を行い、リスク把握を行っている。

また、利用希望があった場合や紹介があった場合は業務担当者と地区担当保健師とで情報共有を行い、本人の状態や家庭状況などを複合的に考慮してニーズを確認する。そこで必要なサービスや回数についても確認をしており、ただやみくもに産後ケア事業に誘導するのではなく、より適したサービスがある場合は他の類似事業やインフォーマルサービス等を案内することもある。

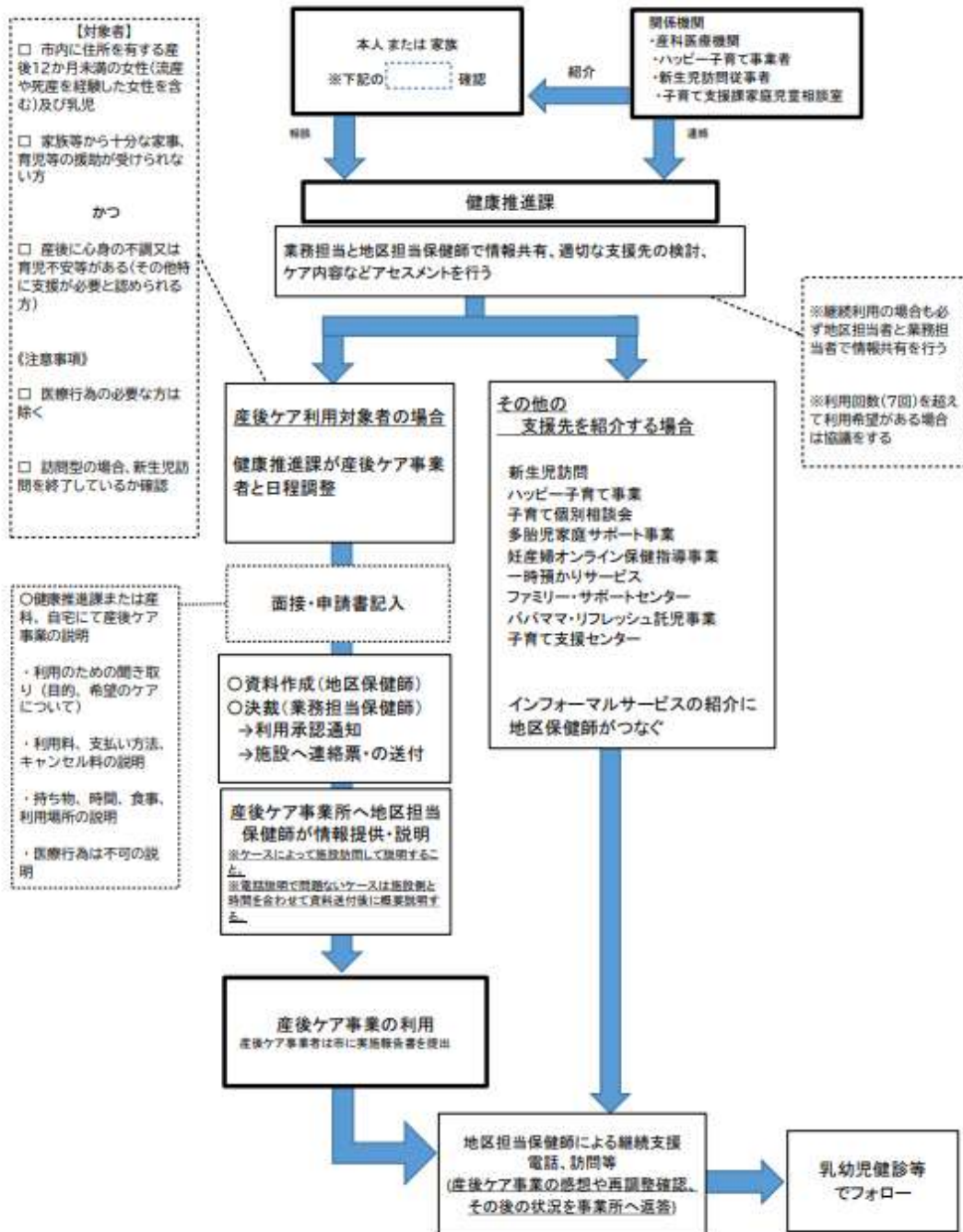
また、事業実施後も地区担当保健師が継続支援を行っており、支援を要する人の把握から利用後までの一連のフォロー体制を構築している。



産後ケア事業 事業フロー図

例1 滋賀県長浜市 産後ケア事業のフロー図

産後ケア事業のフロー図 (宿泊型、テイクサービス型、訪問型)



産後ケア事業 事業フロー図

例2 静岡県浜松市 産後ケア事業受付から実施の流れ

産後ケア事業受付から実施の流れ

**通常**：妊娠中または産後、事前に産後ケアの利用を申し込む場合

本人から実施施設に利用希望の電話あり

**実施施設 ①電話等で利用調整（仮予約）**  
 市内居住者か  
 妊娠中または産後1年未満の産婦か  
 産後ケア事業の利用が初めてか  
 該当すれば区健康づくり課へ申請を勧める。

**②区健康づくり課で本人（家族）が申請**  
 ・利用申請書兼同意書（第1号様式）に記入  
 ・職員が対象者確認票（第2号様式）でアセスメントし、記載する。  
 ・申請受理後、申請者台帳へ申請情報を入力

※対象確認し、産後ケア事業を利用できる方には、受付印を押した利用申請書兼同意書のコピーをお渡ししています。ケア利用日までに実施施設に以下の書類が届かない場合、同意書のコピーにて利用決定済の取り扱いをお願いします。

**③利用の審査決定（健康増進課）**  
 本人あて発送  
 利用承認通知書（第3号様式）  
 実施施設あて発送  
 利用決定通知書（第3号様式の2）  
 利用申請書兼同意書（第1号様式）写し  
 対象者確認票（第2号様式）写し

**実施施設 ④電話で利用調整**  
 日時  
 ケアの実施内容  
 持ち物、利用料金等

**実施施設 ⑤利用者が来院、ケアの実施**  
 ・利用者の実績管理票へ実施日等を記載  
 ・実施結果報告書（第8号様式）へ記載

**実施施設 ⑥報告と請求**  
 ・請求書（第9号様式）  
 ・実施結果報告書（第8号様式）  
 上記を揃えて期日までに提出（※）

**緊急**：産後、急速産後ケアを利用したい場合

（例）電話または入院中に、本人や家族と利用調整  
 産後入院から産後ケア宿泊型へ利用  
 利用者が実施施設へ来院

**実施施設 ①利用対象者の確認（利用の可否）**  
 市内居住者か  
 産後1年未満の産婦か  
 産後ケア事業の該当型の利用は上限回数以内か  
 市民税課税者か（本人から確認）  
 生保・非課税区分で利用を希望する場合は、証明する書類の提出か、各区健康づくり課での確認が必要。

**実施施設 ②利用調整**  
 産後ケアの種類と利用期間  
 ケアの実施内容  
 利用料金等  
 ※事前申請あり、サービス追加・施設変更の場合  
 →変更申請書（第5号様式）本人記入により利用（区健康づくり課へ電話連絡必要）

**実施施設 ③申請書類の記入・代理受領**  
 ・利用申請書兼同意書（第1号様式）本人が記入。  
 ・対象者確認票（第2号様式の2）でアセスメントし、実施施設が記載する。  
 ・区健康づくり課に電話連絡する。  
 閉庁時利用の場合、閉庁後速やかに電話連絡する。  
 （対象者確認と必要性の判断がされていれば、連絡前から前夜利用が可能※非課税利用は要注意※）

**④区健康づくり課で対象確認・折返し電話回答**  
 ・緊急時受付確認票を記載する。

**実施施設 ⑤ケアの実施**  
 ・利用者の実績管理票へ実施日等を記載  
 ・実施結果報告書（第8号様式）へ記載  
 利用の審査決定（健康増進課）  
 本人あて発送  
 利用承認通知書（第3号様式）  
 実施施設あて発送  
 利用決定通知書（第3号様式の2）  
 ※変更の場合（第6号様式）

**実施施設 ⑥報告と請求**  
 ・請求書（第9号様式）  
 ・実施結果報告書（第8号様式）  
 ・利用申請書兼同意書（第1号様式）  
 ・対象者確認票（第2号様式の2）  
 上記を揃えて期日までに提出（※）

※提出期限：実施翌月15日まで  
 （第8号様式は利用終了日に応じた様式を提出）

## 2) 事業対象者

### ① 近隣市町村住民の対応

産科医療機関の偏在などから、市町村単独では体制を整備できないケースも多く見受けられる。また、市町村の境界に近い住民など、隣接市町村の施設利用の方が、産婦の利便性が良いケースもある。

そうした幅広いニーズに対応するためにも、市町村を超えた利用ができる仕組みの構築が望ましい。

ここでは、市町村単位で周辺自治体の住民の利用を認めている例を紹介する。都道府県単位で集合契約を締結して、相互利用を可能としている事例については、後段の(3)都道府県による管内市町村への支援の 1)集合契約の締結(p46)にて詳述する。

## 富山県富山市

### 周辺市町村に住民票がある方の産後ケア利用

#### 背景

富山市では、単独では十分な産後ケア事業の実施体制の構築が難しい周辺自治体の実情に鑑み、市で実施している産後ケア応援室の取組に周辺自治体の住民も受け入れる体制を構築している。

#### 工夫

富山市の「産後ケア応援室」では、宿泊型、デイサービス型の産後ケアを利用可能である。ここでは、利用対象者を「広域連携市町村(富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)に住民票がある、富山市の実家に里帰りしている、おおむね産後4か月までのお母さんとそのお子さんで、育児に悩んでいた、家族からなかなか協力が得られない方」としており、複数市町村の産婦の産後ケア利用を可能にしている。

なお、産後ケア事業の費用負担は、市内在住者の場合は利用者負担額のみをお支払いいただく。広域連携市町村在住者の場合は、利用時に基本料金をお支払いいただき、後日住民票のある自治体窓口にて、助成額分の還付申請を行ってもらう。また、富山市の実家に里帰りしている場合は、基本料金をお支払いいただく。

種類	時間	食事等	利用者負担額	基本料金	利用期間
デイケア	9時30分から19時	2食(昼・夕)、間食2回	4,900円	8,100円	週毎に 2回まで
	9時30分から13時	1食(昼)、間食1回	1,800円	3,000円	
	9時30分から15時30分	1食(昼)、間食2回	3,100円	5,100円	
	13時から19時	1食(夕)、間食1回	3,100円	5,100円	
宿泊	〈例〉 9時30分から翌9時30分	1日目:2食(昼・夕)、 間食2回 2日目:1食(朝)	1日(24時間) 7,200円	1日(24時間) 12,000円	1回あたり 連続6泊まで
	教室	10時から12時 13時30分から15時30分	間食1回 間食1回	800円	800円

## ② 里帰りの方への対応

自治体事業の多くは住民票を持つ市民に対しての提供に限定されるケースが多いが、産前産後の事業においては、里帰りにより、他の市町村に滞在しているケースも多くみられる。

自治体によっては、

- 他の市町村に里帰りしていても他の市町村の産後ケア施設と個別に契約し、利用出来るように契約しているケース
- 県内の市町村であればどこでも利用できるようにしているケース
- 他の市町村から里帰りに来ている方に対しても自市町村の産後ケア事業を利用できるようにしているケース

など、里帰りをしている産婦にも幅広く認められるような工夫を凝らしている自治体もある。

## 三重県<sup>こもの</sup>菟野町

### 里帰りの方への対応

#### 背景

<sup>こもの</sup>菟野町では、三重県助産師会の協力を得て、令和元年に訪問型の産後ケアを開始したことを皮切りに産後ケア事業を実施している。産後うつの防止という観点からも、里帰りで支援が途切れてしまうということを防ぐべきだという考えのもと、継続的な支援ができるように体制を検討した。

#### 工夫

事業開始にあたり、保健師の訪問では母乳に関するケアや産婦の抱える出産時の振り返りが十分にできないとの思いから、産婦健康診査の結果を踏まえ、助産師の専門知識を基にした事業を行うことにこだわり、県助産師会に委託した。

県助産師会に委託することで、町内の開業助産師以外の産後対応も可能となり、県内の里帰り先でも継続的に支援を得られることができるようになった。里帰りが長期になる場合であっても、支援が途切れることなく、必要なタイミングでタイムリーに訪問できるようにすることで、自宅に戻った際にも必要な支援につなげるようにした。

## 静岡県<sup>こもの</sup>浜松市

### 市民以外の里帰りの方の受け入れ

#### 背景

厚生労働省の「産前・産後サポート事業ガイドライン」に里帰り出産を受け入れることが望ましいとの記載があり、それに共感し、里帰り出産の受入を開始した。

#### 工夫

浜松市では、浜松市に長期滞在中に何らかの支援が必要な状態になった場合は利用を受け入れている。申し込みプロセスは浜松市民と同様である。

一方、里帰りの定義が曖昧な点は課題として挙げられる。特に、利用可能月齢を伸ばしたことにより、浜松市内で出産しただけでなく、一定月齢がたったあとに里帰りし、その間に産後ケアが必要になるようなケースも想定される。

現状は、ある程度長い期間滞在するケースであれば広く受け入れている。実際、想定よりも多くの利用があり、ニーズの多さを認識している。

# 産後ケアのご案内

～あなたの産後をサポートします～

出産されたお母さんと赤ちゃんの新生活がスムーズにスタートできるように、心身のケアや育児のサポートが受けられる産後ケア事業を行っています。



### 利用できる方

浜松市にお住まいの方で、以下に該当する産後1年未満のお母さんと赤ちゃん

- ・家族などから家事、育児等の十分な産後の援助が受けられない方
- ・体調不良や育児不安等がある方

※里帰り等で一時的に浜松市にお住いの方や、お母さんだけでも利用できます。  
※医療行為が必要な方は利用できません。

### ケアの内容

	宿泊型	デイサービス型			訪問型
		(1日タイプ)	(2時間程度)	(1時間程度)	(60分～90分程度)
利用上限	合わせて7日まで		合わせて7回まで		
自己負担額	(別紙)実施施設一覧参照		2,200円	1,100円	3,000円(※)
実施内容	(1) お母さんの身体のケアや産後の生活の指導、栄養指導 (2) 適切な授乳ができるためのケア(乳房ケアを含む) (3) 沐浴や抱き方などの育児の手技についての具体的な指導及び相談 (4) 生活の相談、支援 など				

※ 本人と配偶者がいずれも市民税非課税者や生活保護受給者に該当する場合は、自己負担額の減免制度があります。

\* 訪問型の利用において、往復20km以上の移動距離がある場合には、別途料金が発生する場合があります。



利用には「実施施設へ仮予約」と「事前申請」が必要です。  
詳しい内容については、  
浜松市子育て世代包括支援センター(各区健康づくり課)  
までお問い合わせいただくか、右のQRコードからご確認  
いただけます。

子育て情報サイト「びっぴ」  
産後ケア事業



### 【問い合わせ先】

- |                     |                     |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| ・中区 健康づくり課 457-2890 | ・東区 健康づくり課 424-0122 | ・西区 健康づくり課 597-1174 |
| ・南区 健康づくり課 425-1590 | ・北区 健康づくり課 523-3121 | ・浜北区健康づくり課 585-1120 |
| ・天竜区健康づくり課 922-0075 | ・健康増進課 453-6117     |                     |

### 3) 実施事業者と場所の確保

産後ケア事業の多くが、産科医療機関、助産所で行われているが、実施事業者や実施場所はそれに限るものではない。

委託先としては小児科医療機関や NPO 法人なども見られる。また、実施場所としても、保育所や乳児院、旅館、市町村の所有する施設の空きスペースなど様々な場所で行うといった工夫が見られる。

#### 三重県名張市

#### 保育所の空きスペースの活用

##### 背景

名張市は市内に大きな医療機関がなく、産後に気軽に利用し、相談をしたり休息をとったりできる施設が少なかったことから、保育所の空きスペースを活用した。

##### 工夫

三重県名張市では、「産後ママ＊ゆったりスペース」と称し、保育所の空きスペースを活用した事業を実施している。

週1回市の助産師を派遣し、健康や育児の相談に応じることができる体制を構築している。



#### 4) 実施事業者の選定・契約

##### ① 実施事業者の質の担保

実施事業者を選定するにあたり、その質の担保は重要となる。事前に要件などを定めることで、一定の知識を担保することは可能となる。

例えば、三重県菰野<sup>こもの</sup>では、助産師会が主催する産後ケアに関する研修会を受講した方のみが産後ケアを提供できるように定めている。

##### ② 契約内容

事業者と契約を行うにあたり、本資料の付録に、いくつか参考となるものを添付するので、そちらを参考にされたい。

##### ③ 事業実施者の体制等の事前確認

契約にあたっては、条件を満たしているかを確認するといったプロセスも入る。ここでは、事業実施者の体制等について施設に訪問して確認をしている事例を紹介する。

#### 沖縄県宮古島市

#### 施設訪問による事業実施者の体制等の確認

##### 背景

宮古島市では、産後ケア事業を行う上で、安全や質を担保するために市として施設の状態を把握しておくことの必要性を強く感じており、審査項目を作成した。仕様書や要綱については、近隣市町村に話を聞く中で整理を進めた。仕様書は、産後ケアをスタートする際に、病院の宿泊型で実施することも初めてだったので、市内の医療機関と疑義や懸案について協議を重ねていく中で、必要な要件を仕様書の中に盛り込んでいった。

##### 工夫

初回契約時には、実際に施設を訪問し、避難経路などを確認している。島外で訪問が難しい場合などは、施設図面を提出してもらい、電話で状況を確認している。



産後ケア事業 実施事業者の体制等の事前確認

例1 沖縄県宮古島市 施設の審査項目一覧

下記書式を用いて、施設訪問による事業実施者の実地確認を実施

審査 ○満たしている：△一部満たしている：×満たしていない		○/△/×
<b>実施担当者(産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有している)</b>		
助産師、保健師又は看護師を1名以上配置できる		
助産師、保健師、看護師全員の資格の確認(写しの提出)		
本市要綱第4条及び第5条の規定する内容を実施できる		
【宿泊型】1名以上の助産師等の看護職24時間体制で配置できる		
<b>実施場所</b>		
病院、若しくは病床を有する診療所又は入所施設を有する助産所(届け出の写し)		
実施施設は感染症対策に十分配慮している(衛生管理)		
【宿泊型・通所型】①～⑤までの設備を有する施設であること(実施調査※)		
①利用者の居室②カウンセリング室③乳児保育室④体操等を行う多目的室		
ア)プライバシーの確保		
イ)部屋の広さ、安全性、環境(換気、採光、照明、防湿等)		
ウ)入浴及び沐浴の施設を有している		
エ)災害等が起きたときの避難経路の確保		
<b>医療機関との連携体制(病院・診療所以外の場合)</b>		
症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関を選定している		
<b>その他</b>		
【宿泊型・通所型】食事を提供できる		
提出書類について(不備はないか)		
宗教活動や政治活動を目的とした団体でない		
その他、公共の福祉に反する活動をしていない		
<b>実地調査</b>		<b>総合判定</b>
→		
<b>意見:</b>		可・不可

## (2) 事業実施

### 1) 対象者への周知・案内

広く産後ケア事業を認知してもらい、本人が利用を希望する際に、利用申し込みできるように周知することも重要である。

#### <医療機関を通じた周知>

妊娠・出産を迎えるにあたり、多くの情報は出産する医療機関で受け取っており、行政との接点が少ない方にとっては、身近な情報収集先の一つである。

石垣市では、市内の分娩取扱い機関で産後ケア事業のポスターを掲示したところ、相談件数・利用件数ともに大幅に増えたという効果が見られた。

#### <SNS を使った周知>

出産・子育てを行う世代に合わせたチャネルを用いて周知することも重要である。近年、子育て支援アプリ等で、子育てに関連した情報発信や連絡を行う自治体も増えてきている。

浜松市では、LINE のセグメント配信を使い、対象の月齢に近い産婦など、タイムリーな情報配信を行っている。

それだけでなく、Instagram 等の対象者が日常的に触れるメディアを用いた周知も効果的である。

## 兵庫県神戸市

### インフルエンサー・Instagram を活用した情報発信

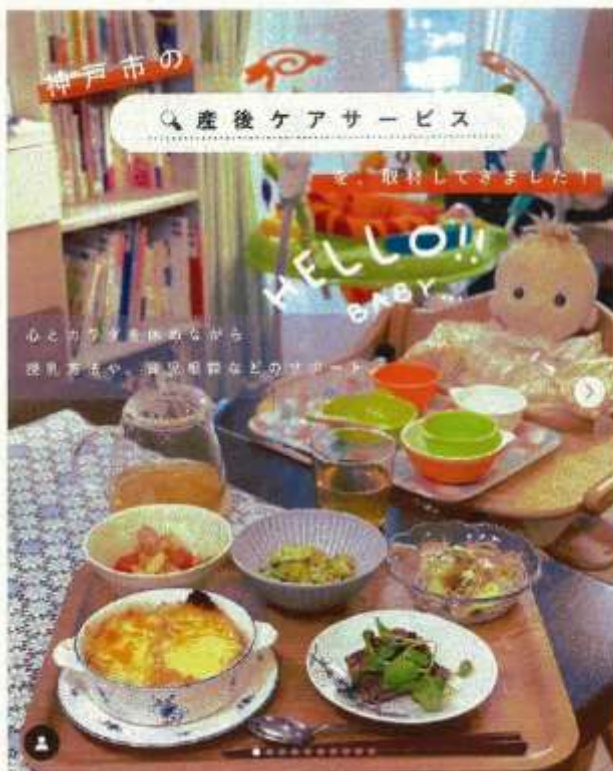
#### 背景

産後ケア事業を行う中で、そのサービスのイメージがわからないという声や、自分は対象にならないのではないかと、というような声が多かった。また、若い世代は市のホームページや広報だけでは届かないことも多かったため、広く周知するための手段を検討して、Instagram を活用した。

#### 工夫

神戸市内の子育て関連のインフルエンサーに協力を仰ぎ、実際に産後ケア事業を体験してもらって、そのレポを掲載してもらった。

反響も大きく、掲載後は神戸市の Instagram アカウントのフォロワー数も急激に伸びた。



urarie83・フォローする  
Kobe-shi, Hyogo, Japan

urarie83 神戸市のママさんこれからママになる予定の皆さんに伝えたい📺📺📺  
~ @kobe\_mamafre\_official

産後の疲れた、心&カラダを宿すための  
❤️💊  
こんな素敵な、産後ケアサービスがある  
ん知ってた?!💡  
(私の周りには、知らん人が多かった  
🙄)

結構も👶ベビーの予定もない私ですが👶  
いつかの出産のために...💪

今回、神戸・北区📍田んぼに生まれた  
#いろいろ助産院さんで🏠産後ケアの  
サービスを取材してきました👏

♡ 🔍 ⚙️

いいね! 942 件

4年前

ログインすると「いいね!」やコメントができます。



miichunnnnkoobe・フォローする ...

miichunnnnkoobe 産後ケアって  
正直、もっともっと  
追い込まれていないと  
利用出来ないと思ってました。

実際は育児に不安があったり  
疲れを感じていると  
利用できるそうで  
思っていたよりも  
ずっとずっと身近な存在でした!

「もっと早く知りたかったー」

ママが笑顔で過ごすことが  
ベビーにとって何よりも  
幸せだとわかっていても  
現実には、慢性的な寝不足だったり  
肩や腰はばっきばきで  
自分の美容室やマッサージは  
ナセま〜後回し〜トリスわ

♡ 🔍 ⚙️

いいね! 395 件

7日前

ログインすると「いいね!」やコメントができます。

## 2) 支援を必要とする方への対応

### ① 支援を要する方の把握

産後ケア事業を行う上で、支援を要する方を把握し、適切な支援につなげるかは非常に重要となる。

先述の産婦健康診査事業も支援が必要な方を把握する手段として重要だが、それだけでなく、保健師による面談や、出産時の医療機関、その他妊産婦と接する様々な機会での把握が必要となる。

ここでは、母子健康手帳交付時に支援が必要な方を把握している鹿児島県霧島市の事例を紹介する。また、医療機関と情報を連携しながら支援が必要な方を把握する島根県松江市についてもフォーマットを掲載する。

さらに、医療機関や実施機関のみならず、地域の身近な支援の場での情報を連携する仕組みを構築している三重県名張市の事例についても詳述する。

#### 鹿児島県霧島市

### チェックリストを活用した支援が必要な家庭の把握

#### 背景

霧島市では、母子健康手帳交付の際により支援が必要な方には地区の担当保健師がつくことになっている。妊娠中も支援していくが、産後も不安が強そうな方に対して個別に声をかけることとしている。そのために、対面で直接確認できるタイミングでは特に重点的に情報を把握して、支援が必要な方を取りこぼさないような仕組み化を行っている。

#### 工夫

母子健康手帳交付時に面接を実施しており、その際に市独自で作っている表に基づいてリスク判定している。出産後には全産婦に電話をして状況把握をしており、必要に応じてリスク状況の変更も行っている。また、エジンバラ質問票やかちゃんへの気持ち質問票も使用している。

#### 三重県名張市

### 地域づくり組織を活用した情報連携

#### 背景

名張市では、ネウボラ開始に向けて検討を行った時に、地域づくり組織が子育てについても興味をもってくれていたほか、各地域にまちの保健室という相談場所もあったので、地域との連携を図りやすい体制構築ができていた。このことから、地域全体で子育てを見守り、情報を連携することで、支援が必要な家庭を見落とさないようにする仕組みを構築した。

#### 工夫

まちの保健室の職員には、子育て支援の研修を受けた上で、日ごろも情報収集をしてもらっている。さらに、保健師ではないが、初期相談の窓口としての役割を果たしている。また、乳児家庭全戸訪問事業を主任児童委員に委託しており、子育て広場の案内をもらうことで、地域デビューをスムーズにするとともに、地域の中で子育てに関与するという意識を醸成できる。結果的に日頃から気になる家庭の情報も入りやすくなっている。

産後ケア事業 支援を要する方の把握  
例1 鹿児島県霧島市 妊婦情報シート

妊 婦 情 報

母子健康手帳番号		分娩予定日	令和 年 月 日				
妊娠届出日	令和 年 月 日	届出病院					
メールアドレス		多胎					
妊娠週数	週	出産予定病院					
自宅固定電話番号		行政区名					
妊婦携帯番号		夫(パートナー)携帯番号					
住所	鹿児島県霧島市						
	妊婦		夫(パートナー)				
氏名(フリガナ)	( )		( )				
生年月日	昭和 平成 年 月 日 ( 歳)	昭和 平成 年 月 日 ( 歳)					
血液型	A・B・O・AB (RH + -)	A・B・O・AB (RH + -)					
職業							
勤務先	会社名： 電話番号：	会社名： 電話番号：					
育児休暇等	無・有 ( か月まで)	無・有 ( か月まで)					
保険証	国保・社保・共済・生保 (本人・家族)	国保・社保・共済・生保 (本人・家族)					
飲酒	なし・時々・毎日	なし・時々・毎日					
喫煙	吸わない・やめた・吸う ( 本/1日)	吸わない・やめた・吸う ( 本/1日)					
妊娠歴 (今回含む)	妊娠回数	回	生存児数	人	流産	自然	回
	出産回数	回	死産	回		人工	回
実家住所	妊婦実家住所		夫(パートナー)実家住所				
	電話番号		様方	電話番号			
里帰りについて	しない・未定・する ⇒ 妊婦の実家・夫(パートナー)の実家・その他 ( )						
出生歴	出生順位						
	母の年齢						
	出生時体重						
	妊娠週数						
	年齢・性別						
妊娠既往歴	既往疾患：なし・あり (貧血・高血圧・心臓病・腎臓病・妊娠高血圧症候群) 糖尿病・梅毒・結核・HBs抗原陽性・HTLV-1キャリア 心理的な問題での相談や治療(本人・家族)・その他 ( )						
現在の健康状態	良好・つわり・妊娠悪阻・切迫流産・妊娠貧血・妊娠高血圧症候群・切迫早産 その他 ( )						
不妊治療の有無	無・有(治療期間： 年 か月)	夫や家族の協力	有	無			
家族構成	本人・( )・( )	育児で相談できる人	有	無			
身長	cm	妊娠前の体重		kg			
今回の妊娠について	1.とても嬉しかった 2.予想外で驚いたが嬉しかった 3.予想外で驚き戸惑った 4.困った 5.特になんとも思わなかった 6.その他 ( )						
今後の妊娠・出産・育児について心配なことはありますか	なし あり ( )						

産後ケア事業 支援を要する方の把握  
例2 島根県松江市 [妊婦・褥婦・新生児] 連絡票

[医療機関 → 市町村]		※NICUに入院している児、医療的ケアの必要な児については「新生児等養育支援連絡票」を使用のこと。			
様 (母子保健担当課)		医療機関名 ( )			
<b>[妊婦・褥婦・新生児] 連絡票</b>					
今後、支援をお願いしたく連絡します。					
(平成 年 月 日)					
妊婦・褥婦(母)氏名	(ふりがな)	入院期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	職業	有・無・不明
	生年月日: 昭和・平成 年 月 日 ( ) 歳	既往歴	有 ( ) 無 ( ) 不明 ( )	職業	有・無・不明
保護者(父・パートナー)氏名	(ふりがな)	職業	有・無・不明	既往歴	有 ( ) 無 ( ) 不明 ( )
	( ) 歳	職業	有・無・不明	既往歴	有 ( ) 無 ( ) 不明 ( )
児の氏名	(ふりがな)	男・女	平成 年 月 日から	家族状況 [父方] [母方] <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○	※同居家族は○で囲む 育児支援者: 無・有 ( ) 相談者: 無・有 ( )
	生年月日: 平成 年 月 日	(第 子)	平成 年 月 日まで		
自宅住所	TEL ( ) - ( )		目宅・美家・		
連絡先住所	その他 ( ) 様方		TEL ( ) - ( )		
妊娠経過	分娩予定日: 平成 年 月 日		[チェック項目]		
	妊娠中の異常: 無・有 ( )		※連絡目的の参考。該当にVを記入。		
出産・産褥状況	分娩日時: 平成 年 月 日 時 分		●妊婦・褥婦の状況		
	在胎 ( 週 日 ): <input type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎		<input type="checkbox"/> 妊娠期の問題 <input type="checkbox"/> 分娩期の問題 <input type="checkbox"/> 産褥期の問題 <input type="checkbox"/> 定期妊婦健診を全く受けていない <input type="checkbox"/> 受診回数が少ない ( 回 ) <input type="checkbox"/> 10代の妊娠 <input type="checkbox"/> 頻回の妊娠 ( 回 ) <input type="checkbox"/> 経済的に不安がある (収入不安定・低収入) <input type="checkbox"/> 相談する知人や友人がいない <input type="checkbox"/> 親族の協力が難しい <input type="checkbox"/> 育児に不安がある (知識面・技術面) <input type="checkbox"/> 心理的不安がある <input type="checkbox"/> 慢性疾患がある ( ) <input type="checkbox"/> 母子分離の経験あり <input type="checkbox"/> その他 ( )		
児の出生時状況	産褥経過: <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 ( )		●児の状況		
	特記事項:		<input type="checkbox"/> 新生児期の入院・未熟児 <input type="checkbox"/> 基礎疾患がある <input type="checkbox"/> 多胎児 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
退院時の状況	体重: _____ g 身長: _____ cm 頭囲: _____ cm 胸囲: _____		<input type="checkbox"/> AP: 1分後 ( ) 5分後 ( ) <input type="checkbox"/> 特記事項:		
	<input type="checkbox"/> 母乳 ( 回/日 ) <input type="checkbox"/> 人工 ( ml x 回 ) <input type="checkbox"/> 混合 (母乳 回/日 + ミルク ml x 回 ) <input type="checkbox"/> 特記事項:				
連絡目的	本人・保護者の悩み・困っていること				
	医療機関より				
市町村で実施して欲しい指導・その他連絡事項	※訪問等対応希望の時期: <input type="checkbox"/> 退院後1週間以内 <input type="checkbox"/> 次回受診日まで <input type="checkbox"/> 次回受診日以降 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
主治医 ( )	担当看護師・助産師 ( )	産婦人科 (外来・病棟)、NICU、小児科 (外来・病棟) 連絡先: ( ) - ( )			
* 「本連絡票」を住所地を管轄する市町村に送ることについて、本人または保護者の了解を得ています。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             ・追加情報は、別用紙(書式自由)を添付。              ・緊急性の高いものは、連絡票を送付する前に市町村へ電話連絡をする。           </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">FAX不可</div>					

## ② 必要な支援の検討・連携

支援が必要な妊産婦と乳児に対して、本人の希望やニーズ、状態を把握し、支援内容や方針の検討が重要となる。担当保健師や助産師が支援プランを作成するケースもあれば、複数の担当で議論し、支援内容を検討するケースもある。

また、そこで把握された情報や検討内容を確実に共有し、実施事業者と連携することで、より質の高いケアにつながると言えよう。

ここでは、産後ケアや乳児家庭全戸訪問を委託している助産師も含めた会議を行い、必要な支援内容を検討する事例(石川県加賀市)と、産後ケアの利用を前提とし、個別の支援プランを検討・作成する事例(徳島県鳴門市)を紹介する。

### 石川県加賀市

### 助産師連絡会を通じた支援の検討

#### 背景

支援が必要な妊産婦と乳児については、産後うつや児童虐待など様々なケースも多く、担当者も多岐にわたることから、関係するステークホルダーが集まり、情報共有と複数の視点による支援を検討するため、会議体を設置している。

#### 工夫

月に1度会議を開催し、産後ケアや乳児家庭全戸訪問を委託している助産師、市内産科医療機関の助産師、管轄の保健所保健師、産前産後ヘルパーを委託しているNPO 法人、子育て支援課のひとり親担当職員、子育て応援ステーションの母子保健グループの保健師・助産師と児童相談グループに属する要保護児童対策地域協議会の相談員(家庭相談員・児童福祉司)など地域の支援者が集まり、支援が必要と考えられる妊産婦と乳児をピックアップし、母子健康手帳交付時の面談や乳児家庭全戸訪問等を通じて把握した妊産婦と乳児の情報共有を行っている。

それらの事例について支援方針や事業の必要性を検討する形で進行し、役割分担を行っている。

#### 令和4年度助産師連絡会実施要領

##### 1. 目的

子育てを取り巻く環境は多様化しており、関係機関が連携し、個々に応じた育児支援が求められている。

訪問指導事業並びに乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に関わる助産師・保健師等が、共通理解のうえ連携し、妊娠期・新生児期の早期から育児支援等の検討を行ない、母子の健康の保持増進、健全育成を図ることを目的に開催する。

また、市内産婦人科医療機関の助産師も参加することで保健・医療の連携を強化する。

##### 2. 実施主体

加賀市

##### 3. 参加者対象者

訪問委託助産師

市内産婦人科医療機関助産師(加賀市医療センター)

南加賀保健福祉センター 健康推進課 母子保健担当保健師

NPO 法人 ●●(産前産後家庭支援ヘルパー事業委託)

子育て支援課 ひとり親相談員

子育て応援ステーション担当者

子育て応援ステーション保健師

ケース検討の際は、ケースの関係機関及び関係者

## 個別支援プランの作成

## 背景

鳴門市では、産後ケア事業の利用申請後、訪問などで状況の聞き取りを行い、支援プランにより、産婦に対して必要なケアの内容等を検討し、産後ケア事業の提供を行っている。

## 工夫

鳴門市は独自にアセスメントシートを作成しており、妊娠届出の際や6か月の中期面接など、利用者と直接相対する場面で記録を作成しており、リスクの上昇がないか確認している。これらの情報と、利用申請後の面談で状況を確認したのちに個別プランを作成している。これらの書面は実施事業者に提供し、ケアを依頼している。

## ③ 利用申請・申し込み

利用を促進していくうえで、産婦が利用したいときに負担なく利用申請や申し込みができる仕組みが求められる。

特に、産後小さい子どもをつれて窓口まで申請に行く負荷は大きいことから、訪問時に申し込みを受け付けられる、電子での申し込みが可能になっているなど体制が望ましい。

## 訪問型サービスの電子利用申請の受付

## 背景

横浜市では、訪問型サービスの利用については、かねてよりニーズが多かった電子申請を開始した。全庁的に導入している電子申請システムの一環として位置付けている。

## 工夫

電子申請を行うことで、庁舎の開館時間にとらわれず、都合がよいときに気軽に申請できる仕組みとなっている。また、申請を受理したのちに、利用決定通知書を自宅に郵送しており、生後間もない子どもを連れて外出するという負荷をなくし、自宅にいながら必要な時に必要な支援を受けられるようにできた。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/72e5a71f-c515-476e-a5cf-5b707a7076e1/start>



### 3) 関係機関間の情報連携

産後ケア事業の中で、実際に提供したケアや、サービス中の産婦の様子などの報告は、その後のフォローアップの体制を検討する上でも重要となる。

市町村としては、各実施機関に対しての報告を依頼するとともに、そのフォーマットを定めることも求められる。ここでは、実施機関の負荷を削減するため、効率的に情報収集ができるよう工夫した事例について紹介する。

#### 沖縄県石垣市

#### チェックリスト形式の情報連携シートによる 実施事業者の負荷軽減

##### 背景

石垣市も当初は自由記述の多い報告様式を用いていた。しかし、石垣市内の実施事業所にうるま市からの利用者が来た際、その様式が使いやすいとの声を事業者からもらった。そこで、うるま市の様式を参考に、実施事業者の入力負荷が低い様式へと変更した。

##### 工夫

特別な配慮が必要な利用者以外は、チェック形式で済むようにし、気になることがあるような産婦や、今後の支援に配慮が必要なケースなどにのみ、詳細な情報を記述してもらう形式にしている。特に配慮が必要な方などは、次ページの自由欄にとどまらず、裏面も使って詳細な情報が記載されて返ってくるが、そうでない方についてはチェックで済むため、必要な方に労力を集中できるようになった。

産後ケア事業 市町村と実施機関との情報連携

例1 沖縄県石垣市 チェックリスト形式の情報連携シート

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

石垣市産後ケア事業実施結果報告書

石垣市長 様

事業所名  
代表者名

産後ケア事業として、下記のケアを実施しましたので報告します。

利用者	母子健康手帳番号		
	母の名称		児の名称
	住所		

実施方法	サービス区分	実施月日
	<input type="checkbox"/> 宿泊型（ 回利用）	年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 通所型（3h 回利用／6h 回利用）	年 月 日～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 訪問型（ 回利用）	年 月 日～ 年 月 日

1 じょく婦の健康管理や生活面の指導

（観察項目）

身体状態 疲労の状況 睡眠・休息の状態 精神・心理状態 乳頭・乳房の状態  
子宮の収縮状態 悪露の性状 会陰部の状態 下肢の疼痛・圧痛・うっ血浮腫（生活指導）  
食事（量、栄養の必要性や工夫、栄養を考慮した食事の提供） 口腔衛生 就業予定・経済状態

2 乳房ケアや授乳の指導

乳房の型 乳汁分泌量 副乳の有無 乳頭トラブルの観察  
乳房の変化や授乳方針に応じた乳房の手当て 乳頭・乳房マッサージ（授乳の指導）  
授乳時の様子 母乳栄養の利点 人工乳の利用方法 発育に応じた哺乳量や回数  
児の空腹や満足、授乳量の過不足の判断 具体的な手技（姿勢、抱き方、授乳など）

3 じょく婦に対する療養上の世話

食事の提供 じょく婦の世話 新生児及び乳児の世話

4 産婦及び乳児に対する保護指導

育児方法（おむつ交換、スキンケア、外出の目安、環境整備など） 沐浴指導

5 じょく婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

表情、児との関わり方、育児等に関するこだわりなどの確認 傾聴 共感的な態度

6 育児に関する指導や育児サポート

（発育・発達チェック）

一般的な発育経過 体重測定 排便 栄養状態（直母、人工乳、糖水、母乳力など）

（じょく婦体換）

足の運動 腹部の運動 骨盤底の筋力引き締め運動 骨盤の運動 下肢挙上  
輪状マッサージ、腹部マッサージ

7 石垣市への引継ぎ事項

産後ケア事業 市町村と実施機関との情報連携  
例2 和歌山県有田市 事業実施結果報告書

様式第5号		<b>有田市産後ケア事業実施結果報告書</b>	
		年 月 日	
有田市長 様			
		受託機関名	住 所
			名 称
		代表者氏名	(印)
次のおおりに有田市産後ケア事業を実施したので報告します。			
利用者	住 所		
	利用者氏名	生年月日	年 月 日
	子の氏名	生年月日	年 月 日
事業の種類	<input type="checkbox"/> 乳房ケア <input type="checkbox"/> 訪問型 <input type="checkbox"/> 日帰り型 ( <input type="checkbox"/> 半日 <input type="checkbox"/> 1日 ) <input type="checkbox"/> 宿泊型		
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日)		
保健指導の内容 (該当するものを○で囲んでください。)	1. 産婦ケア 母体管理・生活面指導・乳房ケア・心理ケア・他 ( ) 2. 乳児のケア 発育・発達・スキンケア・他 ( ) 3. 母子のケア 授乳方法・沐浴方法・在宅での子育て・生活指導 4. その他必要とする保健指導 ( )		
助産師等の実施結果・所見			
フォローの必要性	<input type="checkbox"/> 無 <hr/> <input type="checkbox"/> 有 (該当するものにチェックしてください) ( <input type="checkbox"/> 発育・発達 <input type="checkbox"/> 養育態度 <input type="checkbox"/> 育児不安 <input type="checkbox"/> 訴えが多い <input type="checkbox"/> その他 ( ) )		

#### 4) 終了後のフォローアップ

産後ケア事業は、事業を実施して完了するものではなく、その後も様々な支援事業を活用しながら、継続的なフォローアップを行うとともに、相談できる場を提供することが重要となる。

そのためにも、身近な相談機関の周知やその他関連事業への連携など、終了後の支援も含めて、事業全体を検討する必要がある。

### 東京都世田谷区

#### 産後ケア利用者のフォローアップ

##### 背景

産後ケアセンター利用者のうち、利用後も継続的な支援が必要な母子が一定程度いる一方で、新型コロナウイルス感染症感染の恐れから、支援が必要な母子が対面による相談援助を利用しにくく、また地域とのつながりを作りにくいという状況が見られた。そこで、世田谷区では、母子の不安解消と児童虐待防止を図るために、センター利用後も継続して相談できる仕組みを構築し、助産師による「オンライン相談」を行っている。

##### 工夫

産後ケアセンター利用中に母体管理や育児の助言等を行い、顔の見える関係にある助産師に、Web 会議システムを使い、オンラインで相談を行うことができる。

対象は産後ケアセンターを利用したことのある1歳未満の母子で、週2回の頻度で開催しており、1件あたり20分の相談時間を確保している。

令和2年10月から開始し、令和2年度は半年で25件、令和3年度は105件の利用実績がある。

### 三重県名張市

#### 身近な相談先の紹介

##### 背景

名張市では、名張市版ネウボラの仕組み構築にあたり、地域のボランティアをはじめとする様々な主体との協力体制を構築している。

子どもから高齢者までの身近な相談窓口とした市内15地域にある“まちの保健室”の職員をチャイルドパートナーとして位置づけ、市民に近い、気軽に立ち寄れる場所で、妊娠期から出産・育児まで伴走型の相談支援を行っている。

##### 工夫

各地域において民生委員・児童委員、主任児童委員、区長、ボランティアなどの協力によって実施されている「地域の広場」も人や地域とのつながりを実感できるネウボラ事業の重要な取り組みのひとつとなっており、産後ケアが終了した方に対しても、こうした身近な相談先の紹介や、円滑な地域デビューに向けた支援を行えるようにしている。



### (3) 都道府県による管内市町村への支援

#### 1) 集合契約の締結

産後ケア事業の実施にあたっては、どの市町村に居住していても事業の利用ができる体制の構築が望ましい。しかしながら、産科医療機関をはじめ、委託可能な事業者がない市町村など、単独での事業実施が難しいケースも見られる。また、市町村の境界などに居住するなど、隣接市町村の施設の方が利用者の利便性が高いケースも存在する。そうした状況を鑑みると、市町村を超えた事業の実施体制の構築が望まれる。

市町村単独で周辺自治体と連携している事例は第3章(1)2)①(p27)にも記載をしたが、ここでは都道府県の単位で集合契約を締結し、県内であればどこでも利用が可能な体制を整備した事例について紹介する。

## 大分県

### 集合契約の締結による広域での連携

#### 背景

大分県では、すべての市町村で産後ケア実施施設が整備されているわけではないため、県が主体となって集合契約を行い、産後ケア施設がない市町村の住民であっても利用できる体制を構築している。県内であれば他の市町村からの里帰り出産や隣接市町村に居住する方なども受け入れる形をとっている。

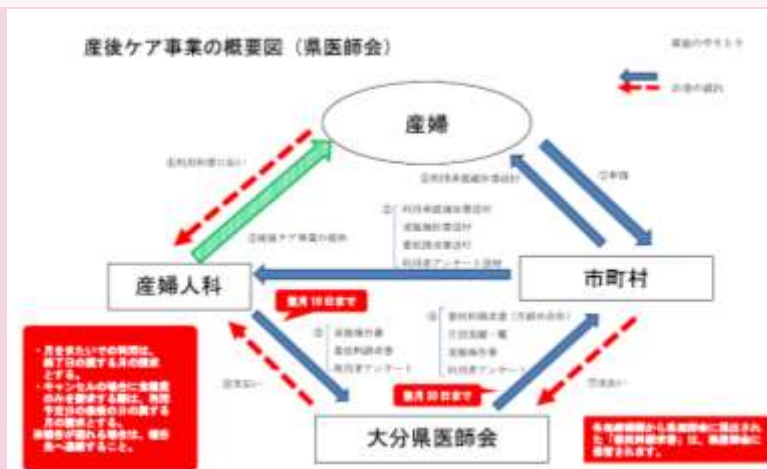
#### 工夫

契約文書については中核市である大分市のものをベースとして作成し、他の市町村はそのフォーマットに倣う形で、様式の統一を図っている。契約書は県がとりまとめを行って県医師会に連携しているため、市町村が個別に契約書のやり取りをするよりも県医師会の事務負担の軽減につながっている。

また、県内すべての医療機関が産後ケア事業を行っているわけではないため、利用可能な施設一覧を作成して関係者に共有し、利用希望者にも配布している。

一覧作成にあたっては、市町村保健師が各施設に直接聞き取りを行い、その内容を県に報告している。内容に変更があった場合についても県に報告してもらうようにし、その都度更新している。

統一的に実施できるように、委託料も県内で統一しており、情報連携のフローやフォーマットについても定めている。



## 2) 委託料の設定

委託料の設計にあたっては、

1. 一人当たりの自治体補助額も産婦の自己負担額も定額となっているケース
2. 一人当たりの自治体補助額を固定し、各実施施設が必要な金額のうち、その差額を自己負担として求めるケース
3. 利用件数にかかわらず年間あたりの委託料を定めるケース

が多く見られ、特に1のケースが多い。

産後ケアの専門施設を用意し、その施設維持運営も含めて委託する場合には3のような委託形式をとるケースも見られた。

委託料の設定にあたっては、周辺自治体の単価等を参照しながら、委託先の医療機関や医師会と調整しながら策定しているケースが多く見られたため、一概に費用の策定方式を示すのは難しい。しかし、地域間での単価の差が、市町村を超えた契約の妨げとなっているケースも散見される。

この章では、直接市町村と個別の施設が契約するケースとは異なるが、県として宿泊型の産後ケア事業を行っている山梨県の市町村負担額の算出方式を紹介する。今後各市町村が運営する産後ケア施設に他市町村の住民の利用を受け入れるケースや、県として契約を行う場合などの参考にされたい。

## 背景

山梨県では、県と市町村で組織する山梨県産後ケア事業推進委員会が学校法人健康科学大学に委託し、産前産後ケアセンターにおいて宿泊型の産後ケア事業を実施している。産後ケア事業は市町村が主体となる事業ではあるが、単体で進めていくのは難しい場面もある。各種調整においては、医師会・産婦人科医会・小児科医会・助産師会など関係者も多く調整も難しいので、県が取りまとめることの必要性は大きい。

委託料は産後ケアに要する経費(運営費)から利用者負担分を除いた額としている。市町村は委託料を全額拠出し、国補 1/2 を充当し、県は市町村に対して国補充当分を除いた残りについて2/3を補助している。

## 工夫

市町村の負担額は、出生数に応じた定額分と、実績分から構成され、次ページのような方式で計算される。

令和2年度までは、運営費と委託料の差額分を受託者が補填しなければならないような状態があったが、受託の継続のためには受託者の負担解消が不可欠と考え、算定方法を見直して現在の形となった。

県下の自治体での運営をスムーズにするため、書式やフローを統一した他、事業の状況等は市町村会議で報告をしている。

また、県内でも地域ごとに産科の数のばらつきなどもあることから、保健所職員に都度議論に参画してもらい、圏域ごとに特性を踏まえた意見や課題をもらうようにしている。



産後ケア事業 委託料の設計  
例1 山梨県 市町村負担額の算出方法

別紙2 (第10条関係)

市町村の負担額の算出方法

[1]各団体における負担額

第10条第2項に掲げる負担額については、次のとおりとする。

1 市町村の負担額は、次の算式により計算した額とする。

定額分

前々年出生数に基づき別表1に掲げる区分に応じた額。

実績分

産後ケア事業に要する経費から当該年度の利用者自己負担分と定額分を除いた額について、各市町村の利用実績に応じた割合を乗じて得た額。

産後ケア事業1泊あたりの利用料：34,500※円

産後ケア事業1泊あたりの利用者自己負担額：6,100※円

※ 食事代を含む。

※ アメニティ、おむつ代等については別途実費分を利用者から徴収することができる。

※ 兄弟、家族の宿泊料金は、事業主の自主事業として別途設定するものとする。

[2]納入方法

市町村は、推進委員会からの請求に基づき、毎年度、当該年度分の負担額を納入するものとする。

ただし、必要に応じてこれを概算払いすることができるものとする。

[3]市町村負担金の引き継ぎ

年度の中で市町村合併があった場合は、当該年度分の負担金を合併後の市町村に引き継ぐものとする。

別表

出生数	区分	負担額
800人以上	A	3,750,000円
600人以上800人未満	B	2,550,000円
400人以上600人未満	C	1,900,000円
200人以上400人未満	D	1,050,000円
100人以上200人未満	E	550,000円
50人以上100人未満	F	431,250円
50人未満	G	300,000円

出生数：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(事業年度の前々年1月1日～12月31日)を用いる。

### 3) 報告様式等の統一

産科医療機関や産後ケアの実施機関は、複数の市町村からの利用者を受け入れるケースも多い。その際に課題となるのが、報告様式等が市町村ごとに異なり、事務負荷が高いことである。そのため、都道府県が主体となり、報告様式を統一することで、実施機関側の事務負荷の軽減のみならず、市町村を超えた利用の促進につなげることができる。

ここでは、都道府県が主体となって統一した報告様式を紹介する。

産後ケア事業 報告様式の統一

例1 山梨県 事業利用連絡票(事業者→市町村)

第2号様式 (事業者→市町村)

山梨県産後ケア事業利用連絡票

令和 年 月 日

市町村長 殿

私は、以下のように山梨県産後ケア事業を利用しました。

利用者	(ふりがな) 氏名	(ふりがな) 出産した児の名前・性別		男・女
	住所	市町村		TEL FAX 緊急連絡先
	出産日	年 月 日	分娩施設	
	産後ケア利用期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
	利用満足度	<input type="checkbox"/> 満足した <input type="checkbox"/> やや満足した <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや不満 コメント		

※委託事業者記入欄 (実施内容に○を付けてください。)

利用状況	産後のケア (体調などの相談、乳房の手当て等)
	育児に関する相談・指導 (抱き方、授乳のしかた、沐浴等)
	赤ちゃんのケア (体重ののび、スキンケア等)
	その他 (具体的に記載)

委託事業者から市町村への連絡事項記入欄

--

利用料	利用日：令和 年 月 日～令和 年 月 日 (泊 日)
	利用内容：1泊 6,100円 × 泊 =
	令和 年 月 日 上記のとおり徴収しました。

## 産後ケア事業 支援を要する方の把握

### 例2 愛知県 退院時の連絡票(連絡申込み票・連絡票)

#### ご退院に向けて

当院では育児支援を目的に愛知県周産期医療協議会や地域の保健所・保健センターなどの保健機関と協力体制をとっております。入院中のお子さまの様子やご家族の要望など、育児支援に必要と思われる情報を保健機関に連絡することは、適切なサポートに有用です。

以下はこの連絡に関するご家族のご同意の確認と、保健機関に対するご要望をおききするためのものです。ご遠慮無くご記入下さい。お子様の健やかな成長発達を支援させて頂きたいと存じます。

なお、今回何らかの理由で連絡を希望されない場合でも、いつでも保健機関にサポートを依頼することができます。

医療機関名称：  
\_\_\_\_\_

(様式第1)

#### 医療機関—保健機関「連絡申込み票」

主治医・看護師長殿、

退院後に十分な保健サービスを受けるため、保健機関への連絡を希望します。病院から保健機関に連絡票などを用いた連絡に同意します。 お申し込み日：( )年( )月( )日

患者様 氏名：_____ ( )年( )月( )日生 (男・女)
保護者(同意者)様氏名：_____ 続柄(父・母・ )
現住所：〒□□□-□□□□ 電話：( )-( )-( )
_____市・郡 _____区・町・村 _____番地
(アパート名等) _____
里帰り先：〒□□□-□□□□ 電話：( )-( )-( )
_____市・郡 _____区・町・村 _____番地
(アパート名等) _____ 様方
1. 連絡希望先をご記入ください。
<input type="checkbox"/> a.住所先 <input type="checkbox"/> b.里帰り先 <input type="checkbox"/> c.その他 ( )
2. 保健機関から受けたい保健サービスの内容を選んでください。(病院ともご相談のうえご記入ください)
<input type="checkbox"/> a.早期に家庭訪問を受けたい <input type="checkbox"/> b.保健師などに相談をしたい <input type="checkbox"/> c.福祉サービス等利用の支援を受けたい
<input type="checkbox"/> d.他機関や教室を紹介してほしい(施設等名等： )
<input type="checkbox"/> e.その他 ( )
3. サービスを受けたい理由や保健機関にお伝えになりたいことなどがございましたら、ご記入ください。
4. 現在のお気持ち、ご退院後の生活に向けての心配やご不安がございましたら、ご記入ください。

患者様・ご家族様へ ご退院までに必要事項を上にご記入頂き、主治医・看護師長にお渡しください。 (1.保健機関送付用)

(様式第2) 愛知県周産期医療協議会 医療機関—保健機関「連絡票」(1.保健機関送付用)

\_\_\_\_\_ 保健所・保健センター御中

(患者氏名) \_\_\_\_\_ 様について、ご家族の同意に基づいて連絡致します。今後、地域での保健サービス等について格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 記入日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

病院名 \_\_\_\_\_ 科 主治医名 ( \_\_\_\_\_ )

連絡先住所・電話 \_\_\_\_\_ 助産師・看護師名 ( \_\_\_\_\_ )

連絡先住所: (居住地・里帰り先) 電話: ( \_\_\_\_\_ ) — ( \_\_\_\_\_ ) — ( \_\_\_\_\_ )

〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_ 市・郡 \_\_\_\_\_ 区・町・村 \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_

(アパート名等) \_\_\_\_\_ 様方

保護者氏名: \_\_\_\_\_ 続柄 (父・母・ \_\_\_\_\_ )

( \_\_\_\_\_ ) 年 ( \_\_\_\_\_ ) 月 ( \_\_\_\_\_ ) 日生 (男・女) 在胎: \_\_\_\_\_ 週 \_\_\_\_\_ 日、出生時体重: \_\_\_\_\_ g

多胎: なし・あり (双胎・品胎・ \_\_\_\_\_ 人)、第 \_\_\_\_\_ 子、きょうだいの人数 \_\_\_\_\_ 人 (本人を含む)

退院日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、退院時体重: \_\_\_\_\_ g

1. 退院時のお子様とお母様の様子:

1) 子の様子:  a.健康  b.通院が必要: 疾病名・障害名 ( \_\_\_\_\_ )

c.在宅医療が必要: 1.経管栄養、2.在宅酸素、3.在宅人工呼吸、4.その他 ( \_\_\_\_\_ )

2) 母乳開始:  a.あり  b.未 → その理由 ( \_\_\_\_\_ )

3) 母体の状態:  a.順調  b.要フォロー → その理由 ( \_\_\_\_\_ )

退院後の通院: ①当院 ( \_\_\_\_\_ 科) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、② ( \_\_\_\_\_ 科) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

紹介先 (病院、療育機関等): ( \_\_\_\_\_ )

2. 以下の理由から個別の保健サービスが必要です。

1) 親への支援が必要な理由 (複数回答可)

a.子育ての不安  b.母親の病気・体調不良  c.家族の病気・体調不良  d.子どもへの愛着形成

e.障害の受容  f.若年出産  g.高齢出産  h.その他

その具体的な内容は次の通りです:

\_\_\_\_\_

2) 家庭への支援が必要な理由

a.子育てに不慣れ  b.単親家族  c.社会的な孤立  d.父親の協力・態度  e.特別な信念

f.経済的問題  g.その他

その具体的な内容は次の通りです:

\_\_\_\_\_

3. 入院中の治療経過や後遺症、今後の治療方針・指導内容等または保健機関への要望事項等特記すべき点。

\_\_\_\_\_

この連絡票は医療機関、保健機関のご協力により、患者様とご家族の同意に基づいて送付されています。

医療機関へのお願: 1 枚目 (保健機関送付用) を、患者様にご記入頂いた「医療機関—保健機関 連絡申込み票」を必ず添付した上で、当該保健機関までご送付ください。なお、貴病院でご使用中の退院サマリー・母子連絡票などもあわせて添付ください。

#### 4) 会議体の設置

都道府県に求められる支援として、情報共有や事例紹介など、市町村を超えた情報共有の場を設定することも挙げられる。

### 山梨県

#### 担当者会議等の情報共有の場の提供

##### 背景

山梨県では、全市町と県の共同で産後ケア事業推進委員会を組織し、宿泊型事業を実施している。そのため、定期的に担当者会議などを開催し、情報交換の場を提供している。

##### 工夫

同じ県であってもコロナへの対応や市町村単独ではなかなか解決方法が思いつかないケースも多いと推察される。広域連携は、病院との調整や医師会との調整等、困難はあったが、市町村間で課題を共有することで困難を乗り越えることができています。

また、山梨県では保健所圏域単位で医療機関の医師に集まっていただく母子保健推進会議も実施し、医療機関との連携を図っている。

他の自治体での工夫や、実際の事例検討を行うことで、様々な視点から見たより充実した施策検討が進められている。

## 巻末付録目次

産後ケア事業.....	56
(1) 実施要綱類 .....	56
1)【山梨県】山梨県産後ケア事業推進委員会規約 .....	56
2)【山梨県】山梨県産後ケア事業実施要綱 .....	61
3)【静岡県浜松市】浜松市産後ケア事業実施要綱 .....	71
4)【滋賀県長浜市】産後ケア事業実施要綱 .....	77
5)【沖縄県宮古島市】宮古島市産後ケア事業委託事業者募集要項 .....	85
6)【沖縄県宮古島市】宮古島市産後ケア事業実施要綱 .....	88
(2) 契約書類 .....	95
1)【滋賀県長浜市】委託契約書 .....	95
3)【沖縄県宮古島市】宮古島市産後ケア事業委託仕様書.....	99
2)【沖縄県宮古島市】産後ケア事業委託契約書 .....	108
(3) その他 .....	110
1)【三重県名張市】産後ケア事業手引き .....	110
2)【滋賀県長浜市】個人情報取扱特記事項 .....	112

## 産後ケア事業

### (1) 実施要綱類

#### 1)【山梨県】山梨県産後ケア事業推進委員会 規約

参考資料 1

#### 山梨県産後ケア事業推進委員会 規約

##### (名称)

第1条 本委員会は、山梨県産後ケア事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

##### (目的)

第2条 推進委員会は、妊娠中から産後間もない母親が抱える育児に対する不安等を軽減するための支援（以下「産後ケア」という。）を提供するための体制を構築することにより、全県を対象とした産後ケアの効果的かつ安定的提供に資することを目的とする。

##### (事業)

第3条 推進委員会は、事業者が設置する産前産後ケアセンターにおいて、宿泊型産後ケア事業（以下「産後ケア事業」という。）に係る業務を当該事業者に委託して行う。  
2 推進委員会は、前項の他、次の事業を行う。  
(1) 産後間もない母親の動向等に関する調査事業  
(2) その他産後ケア事業に付随する事業

##### (組織)

第4条 推進委員会は、別紙1に掲げる者により組織し、次の者をもって委員とする。  
(1) 県 子育て支援局長  
(2) 市町村 別紙に掲げる市町村の長

##### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

##### (役員)

第6条 推進委員会に次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 2名  
(3) 監事 1名  
2 会長は、山梨県子育て支援局長を以て充てる。  
3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名する。  
4 会長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。  
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。  
6 監事は、会計を監査し、推進委員会に報告する。

##### (会議)

第7条 推進委員会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。ただし、会長が指名する者を議長とすることができる。  
2 委員は、会議に代理を出席させることができる。



- 3 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 推進委員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
会長は、推進委員会の目的を達成するために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(協議事項)

第8条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他事業に関する事項

(専門部会)

- 第9条 推進委員会に、事業内容の専門的事項について協議する専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の部会員は、委員のほか、事業に関係する専門団体等の者の中から会長が選任する。
- 3 専門部会の運営については、第6条の規定を準用する。

(事業経費)

- 第10条 第3条第1項の事業に要する経費は、推進委員会を組織する市町村（以下、「市町村」という。）の負担金収入をもって充てる。
- 2 前項の負担金の市町村の負担額の算出方法については、別紙2に定めるとおりとする。
- 3 県は市町村に対し、市町村負担額から母子保健衛生費国庫補助金充当額を除いた額の2/3を補助するものとし、補助金交付の方法については別途県が定めることとする。

(庶務)

第11条 推進委員会の事務局は、山梨県子育て支援局子育て政策課内に置く。

(会計)

第12条 推進委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 附 則： この規約は、平成26年8月4日から施行する。  
附 則： 平成28年3月31日一部改正。  
附 則： この規約は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

- 附 則： この規約は、令和2年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 附 則： この規約は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙1 (第4条関係)

推進委員会を組織する者

1	山梨県
2	甲府市
3	富士吉田市
4	都留市
5	山梨市
6	大月市
7	韭崎市
8	南アルプス市
9	北杜市
10	甲斐市
11	笛吹市
12	上野原市
13	甲州市
14	中央市
15	市川三郷町
16	早川町
17	身延町
18	南部町
19	富士川町
20	昭和町
21	道志村
22	西桂町
23	忍野村
24	山中湖村
25	鳴沢村
26	富士河口湖町
27	小菅村
28	丹波山村

別紙2 (第10条関係)

市町村の負担額の算出方法

[1]各団体における負担額

第10条第2項に掲げる負担額については、次のとおりとする。

- 1 市町村の負担額は、次の算式により計算した額とする。

定額分

前々年出生数に基づき別表1に掲げる区分に応じた額。

実績分

産後ケア事業に要する経費から当該年度の利用者自己負担分と定額分を除いた額について、各市町村の利用実績に応じた割合を乗じて得た額。

産後ケア事業1泊あたりの利用料：34,500※円

産後ケア事業1泊当たりの利用者自己負担額：6,100※円

※ 食事代を含む。

※ アメニティ、おむつ代等については別途実費分を利用者から徴収することができる。

※ 兄弟、家族の宿泊料金は、事業主の自主事業として別途設定するものとする。

[2]納入方法

市町村は、推進委員会からの請求に基づき、毎年度、当該年度分の負担額を納入するものとする。

ただし、必要に応じてこれを概算払いすることができるものとする。

[3]市町村負担金の引き継ぎ

年度途中で市町村合併があった場合は、当該年度分の負担金を合併後の市町村に引き継ぐものとする。

別表

出生数	区分	負担額
800人以上	A	3,750,000円
600人以上800人未満	B	2,550,000円
400人以上600人未満	C	1,900,000円
200人以上400人未満	D	1,050,000円
100人以上200人未満	E	550,000円
50人以上100人未満	F	431,250円
50人未満	G	300,000円

出生数：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(事業年度の前々年1月1日～12月31日)を用いる。

## 2)【山梨県】山梨県産後ケア事業実施要綱

参考資料2

### 山梨県産後ケア事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、山梨県産後ケア事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「山梨県産後ケア事業」とは、医療的処置を要しないものの、育児への不安等を有する、原則として、産後4カ月までの母親とその乳児(以下「母子」という。)を施設に宿泊させ、母体の心身の回復を図るためのケア及び乳児へのケアを実施するとともに、母親に対し育児に関する技術指導、カウンセリング等を実施することをいう。

(定員)

**第3条** 山梨県産後ケア事業(以下「産後ケア事業」という。)の定員は、6組とする。

(利用期間)

**第4条** 産後ケア事業の利用日数は、原則3泊とする。ただし、山梨県産後ケア事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)の会員である市町村(以下「市町村」という。)の長(以下「市町村長」という。)が特段の理由があると認めた場合は、6泊を限度として利用させることができるものとする。

(利用対象者)

**第5条** 産後ケア事業を利用することができる者は、市町村に住所を有する母であって、産後の不安や負担感を軽減することを目的に、母親が産後ケア事業の利用を希望するものとする。ただし、医療的処置を必要とする母子を除く。なお、母親のみの利用を妨げるものではない。

2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その母子に優先的に産後ケア事業を利用させることができるものとする。

- (1) 母親が妊娠、出産又は育児について不安や負担を感じ、体調不良又は精神的不調をきたすおそれのある場合
- (2) 出産後、母体の回復が十分でなく、育児に支障をきたすおそれのある場合
- (3) その他市町村長が必要と認める場合

3 市町村長は、市町村民税等の滞納がある世帯に属する者の産後ケア事業の利用を制限することができる。

(利用申請手続)

**第6条** 産後ケア事業の利用を希望する者は、山梨県産後ケア事業利用(登録)申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市町村長に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により申請をした者(以下「申請者」という。)が第5条第1項の要件を満たすと判断したときは、利用登録者として決定を通知するとともに、山梨県産後ケア事業利用連絡票(第2号様式。以下「利用連絡票」という。)を当該申請者に交付するものとする。

3 市町村長は、申請者が第5条第1項の要件を満たさないと判断したときは、その旨を当該申請者に通知するとともに、他の母子支援サービスの調整その他の適切な支援を行うこととする。

4 市町村長は、利用登録者の情報(以下「利用登録者情報」という。)を申請書の写しにより山梨県産後ケア事業運営事業者(第14条の規定により委託を受ける者をいう。以下単に「事業者」という。)に通知するものとする。

(登録内容の変更)

**第7条** 利用登録者は、利用登録者情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を市町村長に報告しなければならない。

2 市町村長は、変更の報告を受けたとき又は利用登録者の登録内容に変更が生じたことを知ったときは、その旨を速やかに事業者に情報提供しなければならない。

3 利用登録者は、住所変更により居住市町村が変わった場合には、改めて前条第1項の規定により、転入先の市町村長に対し産後ケア事業の利用の申請をしなければならない。

(利用登録の取消し)

**第8条** 市町村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、産後ケア事業の利用登録者の決定を取消すものとする。

(1) 転出等により、当該市町村の住所を失った場合

(2) 事業者の指導に従わない場合、集団生活が著しく困難な場合等産後ケア事業の運営に著しく支障をきたす場合

(3) その他市町村長が利用登録者の決定を取消す必要があると判断した場合

2 市町村長は、前項の規定により、利用登録者の決定を取消したときは、速やかに当該決定に係る申請者及び事業者に通知しなければならない。

(利用申請手続等の特例)

**第9条** 前3条の規定にかかわらず、市町村長は、事業者と協議の上、産後ケア事業の利用手続について別に定めることができるものとする。

(利用の予約)

**第10条** 利用登録者が産後ケア事業を利用しようとするときは、産後ケア事業を利用しようとする日のおおむね1週間前までに、事業者を利用の予約をしなければならない。

2 事業者は、前項の予約があった場合は、市町村との連絡調整の状況及び定員等の事情を勘案して利用調整を行い、その内容を利用登録者に山梨県産後ケア事業利用予約票(第3号様式)により連絡するものとする。

(産後ケア事業の利用)

**第11条** 産後ケア事業を利用する者(以下「利用者」という。)は、利用開始の初日に利用連絡票(第2号様式)を事業者に提出しなければならない。

(利用料の負担)

**第12条** 利用者は、推進委員会が別に定める利用料を事業者に対し、その利用中に直接支払うものとする。

(事業に従事する者及び実施体制)

**第13条** 事業者は、次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に定めるところによる実施体制により産後ケア事業を行うものとする。

- (1) 助産師 1名以上を常駐させ、母体ケア、乳児ケア、母乳育児の支援並びに育児に関する指導及び相談を行うこと。この場合において、日中(午前9時から午後5時までの時間をいう。)は、常勤の者を配置すること。
- (2) 保育士(乳児保育室で乳児を保育する場合に限る。) 助産師と連携し、乳児保育並びに育児に関する指導及び相談を行うこと。
- (3) 利用調整員 各市町村との連絡により、申し込み内容に応じた利用日等の調整を行うこと。

2 事業者は、前項各号に掲げる者のほか、食事の提供その他の産後ケア事業の実施のために必要な職員を配置するものとする。

(事業の実施方法)

**第14条** 産後ケア事業は、推進委員会が、公募によって選定された者に委託して実施する。

(事業の実施場所)

**第15条** 産後ケア事業の実施場所は、県が指定する場所に事業者が建設する施設とする。

(報告)

**第16条** 事業者は、産後ケア事業の実施状況について、月1回以上推進委員会に報告するものとする。

2 事業者は、利用者の産後ケア事業利用時における状況について、その後の支援が途切れることのないよう利用開始直後から、口頭等により市町村に情報提供するとともに、利用終了時には、利用連絡票(第2号様式)により市町村長に報告しなければならない。

(調査)

**第17条** 市町村長及び推進委員会は、産後ケア事業の実施状況について、必要に応じて事業者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(負担金)

**第18条** 県及び市町村は、産後ケア事業を実施するために必要なものとして推進委員会が別に定める額の負担金を推進委員会に支払うものとする。

(委任)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行のため必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。



第1号様式（利用者⇒市町村⇒事業者）

山梨県産後ケア事業利用（登録）申請書

令和 年 月 日

市町村長 殿

私は、山梨県産後ケア事業の利用（登録）を申請します。

申請者	(ふりがな) 氏名		生年月日	昭和・平成	年	月	日生( 歳)
	住所	〒 山梨県					
	連絡先	電話	Email				
	予定日	年 月 日			出産予定 医療機関		
	出産日	年 月 日			出産 医療機関		
申請理由 *利用にあたっての参 考にさせていただきます 。該当するところに ○をつけ、ご記入くだ さい。(複数可)	出産後の育児や体調に不安がある						
	授乳や抱き方などの育児技術を学びたい						
	家事や育児に負担を感じる						
	その他( )						
多胎児の利用	<input type="checkbox"/> あり(1人を超える人数 人) *例:双子の場合1人 <input type="checkbox"/> なし						
産後に申請の方は 希望する利用予定 日をお書きください	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 泊 日)						
同意欄							
①市町村民税等、納税の確認ができた上で、利用が可能であること。 ②産後ケア事業に関し、山梨県産後ケア事業推進委員会(〇〇市町村)が運営事業者との間で、必要 な個人情報(兼利用(登録)申請書)を提供すること、及び運営事業者が山梨県産後ケア事業推 進委員会(〇〇市町村)に対して必要な個人情報(利用状況報告書)を提供すること。 ③利用日の調整は、申請者と運営事業者が直接行うこと。また、調整によっては希望に添えない場 合もあること。 ④医療的処置が必要である状態の母子は利用できない場合もあること。 ⑤産後ケア事業実施施設入所時に、利用者負担金(1泊2食6,100円×利用泊数+昼食代×利 用回数)を委託事業者に対して支払うこと。 上記①②③④⑤に同意します。 氏名 〇〇 〇〇〇							

※市町村から委託事業者への連絡事項記入欄

運営事業者からの予約票の郵送先は ・自宅 ・勤務先 ・その他 ・Email  
 上記以外の住所 〒 山梨県

市町村受付サイン ( )

市町村受付印

第2号様式（市町村⇒利用登録者⇒事業者⇒市町村）

山梨県産後ケア事業利用（登録）連絡票

令和 年 月 日

殿

〇〇年〇〇月〇〇日に、申請のあった山梨県産後ケア事業について下記のとおり承認し、利用連絡票を交付します。

利用料自己負担額	1泊2食につき、6,100円
減免により	円
(多胎児の利用：1人を超える人数 人)	
市町村長	名 印

令和 年 月 日

市町村長 殿

私は、以下のように山梨県産後ケア事業を利用しました。

利用者	(ふりがな) 氏名	(ふりがな) 出産した児の名前・性別	男・女	
	住所	市町村	TEL FAX 緊急連絡先	
	出産日	年 月 日	分娩施設	
	産後ケア利用期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 泊		
	利用満足度	<input type="checkbox"/> 満足した <input type="checkbox"/> やや満足した <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや不満 コメント		

※委託事業者記入欄（実施内容に○を付けてください。）

利用状況	産後のケア（体調などの相談、乳房の手当て等）
	育児に関する相談・指導（抱き方、授乳のしかた、沐浴等）
	赤ちゃんのケア（体重ののび、スキンケア等）
	その他（具体的に記載）

委託事業者から市町村への連絡事項記入欄

利用料	利用日：令和 年 月 日～令和 年 月 日（泊 日）
	利用内容：1泊 6,100円 × 泊 =
	令和 年 月 日 上記のとおり徴収しました。

山梨県産後ケア事業運営事業者  
記入者

市町村受付欄

第2号様式（事業者⇒市町村）

山梨県産後ケア事業利用連絡票

令和 年 月 日

市町村長 殿

私は、以下のように山梨県産後ケア事業を利用しました。

利用者	(ふりがな) 氏名		(ふりがな) 出産した児の名前・性別	男・女
	住所	市町村		TEL FAX 緊急連絡先
	出産日	年 月 日	分娩施設	
	産後ケア利用期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
	利用満足度	<input type="checkbox"/> 満足した <input type="checkbox"/> やや満足した <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや不満 コメント		

※委託事業者記入欄（実施内容に○を付けてください。）

利用状況	産後のケア（体調などの相談、乳房の手当て等）
	育児に関する相談・指導（抱き方、授乳のしかた、沐浴等）
	赤ちゃんのケア（体重ののび、スキンケア等）
	その他（具体的に記載）

委託事業者から市町村への連絡事項記入欄

--

利用料	利用日：令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 泊 日）
	利用内容：1泊 6,100円 × 泊 =
	令和 年 月 日 上記のとおり徴収しました。

山梨県産後ケア事業運営事業者  
記入者

市町村受付欄

--

第3号様式（事業者⇒利用者）

### 山梨県産後ケア事業利用予約票

令和 年 月 日

殿

あなたの産後ケア事業利用予約は以下のとおりです。  
利用予約票は、大切に保管し、利用する時には持参してください。  
住所地（市町村）の変更をされた方は、速やかに転出先市町村に連絡をしてください。  
なお、利用予定の変更希望があった場合は速やかに事業者にご連絡してください。  
※無くした場合は、事業者にご連絡してください。

申請者	(ふりがな) 氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生( 歳)	
	住所	山梨県			
	予約受付日	年 月 日			
	出産予定日(出産日)	年 月 日			
	産後ケア利用予定	出産後に日程予約を受けますので、事業者(055-268-3575)に連絡してください。日程調整後に、事業者から改めて通知します。			

#### ご利用にあたって

- ①利用予定の変更希望があった場合は、速やかにご連絡ください。居室の空室状況によっては、変更希望に添えない場合もあることをご承知おきください。
- ②出産後、医療的処置が必要な場合は、必ずご連絡ください。状況に応じては、利用ができない場合があります。
- ③自己都合によるキャンセルはキャンセル料が発生する場合がありますので、ご承知ください。
- ④利用料については、利用時に自己負担分についてお支払いいただきます。  
1泊2食 6,100円です。（\*市町村によって減免措置がある場合があります）  
朝食代が加算されます。なお、現金でのお支払いとなります。
- ⑤ご利用いただく際に別紙「利用上の注意事項」をお読みください。また、持ち物についてもご準備の上、持参ください。
- ⑥ご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

第3号様式（事業者⇒利用者）

### 山梨県産後ケア事業利用予約票

令和 年 月 日

殿

あなたの産後ケア事業利用予約は以下のとおりです。  
利用予約票は、大切に保管し、利用する時には持参してください。  
住所地（市町村）の変更をされた方は、速やかに転出先市町村に連絡をしてください。  
なお、利用予定の変更希望があった場合は速やかに事業者ご連絡してください。  
※無くなりました場合は、事業者にご連絡ください。

申請者	(ふりがな) 氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生( 歳)	
	住所	山梨県			
	予約受付日	年 月 日			
	出産予定日(出産日)	年 月 日			
	産後ケア利用予定	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日			

#### ご利用にあたって

- ①利用予定の変更希望があった場合は、速やかにご連絡ください。居室の空室状況によっては、変更希望に添えない場合もあることをご承知おきください。
- ②出産後、医療的処置が必要な場合は、必ずご連絡ください。状況に応じては、利用ができない場合があります。
- ③自己都合によるキャンセルはキャンセル料が発生する場合がありますので、ご承知ください。
- ④利用料については、利用時に自己負担分についてお支払いいただきます。  
1泊2食 6,100円です。（\*市町村によって減免措置がある場合があります）  
昼食代が加算されます。なお、現金でのお支払いとなります。
- ⑤利用いただく際に別紙「利用上の注意事項」をお読みください。また、持ち物についてもご準備の上、持参ください。
- ⑥ご不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

### 3)【静岡県浜松市】浜松市産後ケア事業実施要綱

#### 浜松市産後ケア事業実施要綱

##### (目的)

第1条 この要綱は、退院直後等支援の必要な母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を提供する産後ケア事業(以下「事業」という。)を実施することにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

##### (対象者)

第2条 事業の利用の対象となる者は、利用日において浜松市に居住し、医療行為が必要でない、産後1歳未満の母親とその乳児であって、次の要件のいずれかを満たしたものである。

- (1) 家族などから家事、育児等の十分な産後の援助が受けられない者
  - (2) 母親の体調不良や育児不安等がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、利用の対象とすることができる。

##### (事業の内容)

第3条 事業は、前条に規定する母子に対し、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる内容のサービスを実施するものとする。

##### (1) 宿泊型

母子を宿泊させ、下表の第1欄の区分に応じ、同表第2欄に掲げるサービス提供時間とし、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に関する指導等を実施する。

##### (2) デイサービス型(1日タイプ)

母子を日帰りで利用させ、下表第1欄の区分に応じ、同表第2欄に掲げるサービス提供時間とし、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に関する指導等を実施する。

##### (3) デイサービス型(短時間タイプ)

母子を2時間または1時間の短時間で利用させ、下表第1欄の区分に応じ、同表第2欄に掲げるサービス提供時間とし、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に関する指導等を実施する。

##### (4) 訪問型(2時間)

助産師等が利用者の居宅を訪問し、下表第1欄の区分に応じ、同表第2欄に掲げるサービス提供時間とし、母子への心身のケアを実施するとともに、育児に関する指導等を実施する。

区分	サービス提供時間	サービス内容
宿泊型	利用開始日の午前10時から翌日の午後6時までの1泊2日以上を基本とし、右欄に掲げるサービスを提供する。(0時から24時を1日とする。)	母体管理及び生活面の指導 乳房管理指導(乳房ケアを含む)沐浴や育児方法の指導
デイサービス型(1日タイプ)	原則、利用時間は利用日の午前10時から午後6時までの8時間を基本とし、右欄に掲げるサービスを提供する。	発達・発育のチェック、 体重・排泄のチェック など乳児の管理
デイサービス型(短時間タイプ)	利用時間は、1時間又は2時間とする。	その他必要とする保健指導
訪問型(2時間)	利用時間は、現地までの移動時間を含め2時間以内とし、実施時間は60分から90分程度とする。	

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、浜松市（以下「市」という。）とする。ただし、第1条の目的を達成するために適切な事業運営が確保することができる団体（以下「委託先」という。）に委託することができる。前号（1）から（3）の実施形態の場合は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- （1）医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所及び助産所を開設していること。
- （2）産後ケア事業に関する知識及び技術において専門知識を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦と関わる助産師、保健師又は看護師が配置できること（宿泊型を行う場合にあっては、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置できること）。ただし、人員については、事業の専任であることを要しない。
- （3）事業を安心・安全・快適に提供できる施設・設備が整っており、別表第1に定める条件を満たすとともに、利用者の居室、母子の寝具、沐浴指導を実施できる設備・備品等が確保されていること。加えて、宿泊型のサービス提供を行う場合は、入浴施設を備えていること。
- （4）第3条に規定するサービス内容を提供できること。
- （5）市との適切な連携・調整体制が確保できること。
- （6）利用者に対し、朝食、昼食及び夕食（デイサービス型（1日タイプ）の場合にあっては、昼食のみで足りる。）の提供ができること。

2 前号（4）の実施形態の場合は、次の各号の要件を満たすものとする。

- （1）産後ケア事業に関する知識及び技術において専門知識を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦と関わる助産師、保健師又は看護師であること。
- （2）早急に訪問対応が必要な場合には、申請書受付、アセスメント、各区健康づくり課との調整が可能であること。
- （3）実施にあたり、訪問事業に対応する損害賠償責任保険に加入していること。
- （4）第3条に規定するサービス内容を提供できること。
- （5）市との適切な連携・調整体制が確保できること。

(利用期間)

第5条 事業の利用期間は、第3条に掲げる（1）と（2）のサービスを合わせて7日間（デイサービス型（1日タイプ）にあっては、1回の利用を1日と算定する。）を限度とする。また、第3条の（3）、（4）の利用は、原則として各々のサービスを合わせて7回の利用を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、必要最小限の範囲でその期間を延長することができる。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に委託先と調整した上で、浜松市産後ケア事業（宿泊・デイサービス型）利用申請書兼同意書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、浜松市産後ケア事業対象者確認票（第2号様式）により申請者の状況等を確認するとともに、浜松市産後ケア事業利用台帳に登載する。また、緊急の場合は、浜松市産後ケア事業対象者確認票（第2号様式の2）を用いて、委託先が状況等の確認を行う。

2 市長は、前項に基づきサービスの利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を浜松市産後ケア事業利用承認通知書（第3号様式）又は浜松市産後ケア事業不承認通知書（第4号様式）により、申請者に対し、速やかに、通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、申請者に対しサービスの利用を承認した場合は、その旨を委託先に対



し、浜松市産後ケア事業利用決定通知書（第3号様式の2）により、速やかに通知するものとする。

- 4 サービスの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、委託先の指定する期日までに委託先に連絡し、詳細について取り決めるものとする。

（利用の変更申請等）

第8条 利用者は、申請した事項の利用施設や、所得区分等の変更が生じたときには、速やかに委託先に連絡するとともに、浜松市産後ケア事業利用変更申請書（第5号様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、第3条の（3）及び（4）の利用施設の変更については、利用者による委託先への連絡をもって、市長への利用変更申請を省略できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の内容の変更を決定し、その旨を浜松市産後ケア事業利用変更承認通知書（第6号様式）により、速やかに利用者へ通知するとともに、委託先に浜松市産後ケア事業利用変更決定通知書（第6号様式の2）を通知するものとする。

- 3 委託先は、利用者が日程を変更又は中止する場合について、委託先の指定する期日までに連絡がなかった場合に限り、利用者からキャンセル料の徴収をすることができる。

（利用の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を変更又は取り消すことができる。

- （1）利用者が偽り或其他不正の手段により利用承認を受けたとき。
- （2）利用者が第2条の要件に該当しなくなったとき。
- （3）第1号の規定による申し出があったとき。
- （4）委託先が災害、事故その他の事由により施設の利用やサービスの実施が利用できなくなったとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により利用を取り消す場合は、浜松市産後ケア事業利用取消通知書（第7号様式）により、速やかに利用者及び委託先に通知するものとする。

（自己負担額）

第10条 利用者は、事業内容及び別表第2の第1欄の区分に応じて、同表第2欄の掲げる自己負担額を、委託先に対し直接支払うものとする。

- 2 利用者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子に該当する者である場合は、利用者の申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6（寡婦に関する部分に限る。）の規定の例により市町村住民税額を算定して得られる課税額に基づき、みなし適用の該当となり、別表第1に定める区分が変更される場合は、変更後の区分を適用する。

（公費負担額）

第11条 市長は、浜松市産後ケア事業業務委託契約書に定める金額を委託先に支払う。

（実績管理票）

第12条 利用者は、サービスを利用する際には必ず浜松市産後ケア事業実績管理票（第11号様式）を委託先に提示するものとする。浜松市産後ケア事業実績管理票を提示された委託者は、サービスを実施した際、実施日及び実施機関名称を実績管理表に記載するものとする。

（報告）

第13条 委託先は、第3条に掲げる（1）から（4）を実施した場合は、浜松市産後ケア事業実施結果報告書（宿泊型・デイサービス型（1日）報告用）（第8号様式）または浜松市産後ケア事業実施結果報告書（デイサービス型（2時間・1時間）報告用）（第8号様式の2）または浜松市産後ケア事業

実施結果報告書（訪問型報告用）（第8号様式の3）を作成し、翌月の15日までに市長に報告するものとする。

（請求）

第14条 委託先は、浜松市産後ケア事業請求書（第9号様式）を作成し、市長に請求するものとする。

（医療機関間の情報共有）

第15条 委託先は、利用者の承諾のもと、浜松市産後ケア事業利用者用看護サマリー（第10号様式）を用い、出産した医療機関と情報共有等の連携を図ることとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

なお、この改正後においても、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する
- 2 この要綱の施行前に第7条第2項によりサービスの利用の承認を決定された者であって、施行日以降にサービス利用するときは、改正後の要綱を適用するものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、この改正後においても、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1 条件

すべての実施施設	
感染症対策	マスクの着用
	手指消毒(サービス提供前後)
	検温(サービス提供前)
宿泊型、デイサービス型の実施施設	
環境整備	季節に応じた空調管理の設備がある。 ※夏半は熱中症警戒アラートを活用し、昼夜を問わずエアコンを適切に使用する。
	換気、採光、照明に配慮されている。 ※感染予防のためにも、1時間に2回程度は換気をする。
	児の事故予防対策がされている。 ※転落、誤飲、火傷等の恐れがないこと。
	個室、もしくはパーティション等により母子毎に占有空間を設けている。

別表第2 自己負担額

(1) 宿泊型 (1日当たり)

	区分	自己負担額
母親及び乳児1人	市民税課税者	利用料金から委託料を差引いた額
	市民税非課税者等	2,200円(①)と、(利用料金-委託料)(②)とを比較し、①≧②なら①を、①<②なら②を自己負担額とする。

(2) デイサービス型 (1日タイプ 1日当たり)

	区分	自己負担額
母親及び乳児1人	市民税課税者	利用料金から委託料を差引いた額
	市民税非課税者等	1,100円(①)と、(利用料金-委託料)(②)とを比較し、①≧②なら①を、①<②なら②を自己負担額とする。

(3) デイサービス型 (短時間タイプ 1回当たり)

	区分	自己負担額
1時間以内	市民税課税者	1,100円
	市民税非課税者等	200円
2時間以内	市民税課税者	2,200円
	市民税非課税者等	450円

(4) 訪問型 (2時間 1回当たり)

	区分	自己負担額
2時間以内	市民税課税者	3,000円
	市民税非課税者等	900円

- ・自己負担額の区分は、利用者と利用者の配偶者のうち、所得の多い方の課税状況で判断する。なお、自己負担額の区分のうち市民税課税者については、申請者の申出によりみなすことができるものとし、課税状況を証する書類の提出は不要とする。
- ・市民税非課税者等とは、生活保護受給者、市民税非課税者のことをいう。また、生活保護受給者とは、この事業を利用する日における生活保護法（昭和25年 法第144号）の規定による被保護者とする。
- ・市民税は、この事業を利用する日の前年（1月から6月末までの利用については前々年）の所得に対するものとする。
- ・委託先は、宿泊型及びデイサービス型（1日タイプ）において、委託料のほか当事業を実施するために必要な経費を含む利用料金を設定することができるものとする。
- ・利用料金に含まれているものとして、母親の食費、母子の寝具、部屋の使用料、円座、ポット、沐浴用品、哺乳瓶、哺乳瓶の消毒に要する費用。これらのものについて、利用者の希望により持参することも可能とする。その際でも、利用料金が変化することはない。
- ・宿泊型及びデイサービス型（1日タイプ）において、多胎児等乳児2人目以降が利用する場合の1人当たり自己負担額については、委託先が定める2人目以降が利用する場合の利用料金から委託料を差し引いた額とする。
- ・訪問型の2時間には現地までの移動時間も含むものとする。
- ・訪問型の利用料金には、訪問の際の駐車料金も含まれる。
- ・訪問型の利用において、往復20km以上移動距離がある場合には、別途料金を徴収できる。

#### 別記

##### 様式目次

第1号様式	浜松市産後ケア事業利用申請書兼同意書
第2号様式	浜松市産後ケア事業対象者確認票
第2号様式の2	浜松市産後ケア事業対象者確認票(産後ケア事業実施施設用様式)
第3号様式	浜松市産後ケア事業利用承認通知書
第3号様式の2	浜松市産後ケア事業利用決定通知書
第4号様式	浜松市産後ケア事業利用不承認通知書
第5号様式	浜松市産後ケア事業利用変更申請書
第6号様式	浜松市産後ケア事業利用変更承認通知書
第6号様式の2	浜松市産後ケア事業利用変更決定通知書
第7号様式	浜松市産後ケア事業利用取消通知書
第8号様式	浜松市産後ケア事業実施結果報告書(宿泊型・デイサービス型(1日)報告用)
第8号様式の2	浜松市産後ケア事業実施結果報告書(デイサービス型(2時間・1時間)報告用)
第8号様式の3	浜松市産後ケア事業実施結果報告書(訪問型報告用)
第9号様式	浜松市産後ケア事業請求書
第10号様式	浜松市産後ケア事業利用者用 看護サマリー
第11号様式	浜松市産後ケア事業実績管理票

## 4)【滋賀県長浜市】産後ケア事業実施要綱

○長浜市産後ケア事業実施要綱

平成28年4月1日告示第122号

### 改正

平成30年4月1日告示第120号

令和3年4月1日告示第139号

長浜市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、産後の母親の心身の安定を図るとともに育児不安を解消し、安心して子育てができる支援体制を整備するため、支援を必要とする母子に対して行う産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

**第2条** 事業の実施主体は、長浜市とする。ただし、市長は、適切な事業運営ができると認められる医療機関、助産所等で、次の各号の要件をいずれも満たすものに事業を委託することができる。

- (1) 事業に従事する助産師、保健師又は看護師を配置し、母体ケア及び乳児ケア並びに今後の育児に資する指導、相談、心理指導等を行う体制が確保できること。この場合において、宿泊型の事業を実施する場合にあつては、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師が常駐することとする。
- (2) 第4条に規定する事業内容を提供できること。
- (3) 利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育室等事業を安全かつ快適に提供できる施設を備えていること。
- (4) 医療機関との連携体制が整えられていること。
- (5) 本市との適切な連携体制が確保できること。

(利用者)

**第3条** 事業の利用対象者は、市内に住所を有する産後12か月未満の女性（流産や死産を経験した女性を含む。）及び乳児であつて、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

- (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- (2) その他特に支援が必要と認められる者

(事業内容)

**第4条** 事業内容は、次に定めるところによる。

事業区分	事業内容
宿泊型（母子を宿泊させて、右欄に掲げる事業を行うもの）	(1) 母体ケア、乳児ケア等 (2) 育児に関する指導、カウンセリング等 (3) 心身のケア、育児サポート等
デイサービス型（母子を日帰りで施設利用させ、右欄に掲げる事業を行うもの）	(4) その他必要とする育児指導
訪問型（利用者の自宅に赴き右欄に掲げる事業を行うもの）	

(利用日数)

**第5条** 事業の利用日数は、前条の区分ごとに7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、宿泊型、デイサービス型において更に7日を限度として延長することができる。

(利用申請)

**第6条** 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、長浜市産後ケア事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い利用の可否について決定するものとする。

- 2 市長は前項の決定を行ったときは、直ちに長浜市産後ケア事業利用承認通知書（様式第2号）又は長浜市産後ケア事業利用不承認通知書（様式第3号）により、利用の可否について利用者に通知するとともに、事業を委託するときは、委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）に対し、利用者に関する必要な情報を提供するものとする。

(利用日程の変更等)

**第8条** 利用者は、利用日程を変更し、又は利用を中止する場合は、当該利用日の前々日の17時までに市又は事業者はその旨を連絡しなければならない。

- 2 宿泊型、デイサービス型の利用者は、自己の都合により前項に規定する日時以後に利用の日程を変更し、又は中止した場合は、第10条に規定する利用料の3割に相当する額を負担しなければならない。
- 3 長浜市は、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する利用者が、自己の都合により第1項に規定する日時以後に利用の日程を変更し、又は中止した場合は、第10条に規定する市民税課税世帯に属する利用者が利用した場合に負担する利用料の3割に相当する額を負担するものとする。
- 4 利用者は、第2項に規定する額を事業者に直接支払うものとする。

(利用日数の延長)

**第9条** 利用者は、第7条第2項の規定により承認を受けた利用日数の延長を希望する場合は、長浜市産後ケア事業利用申請書を再度市長に提出しなければならない。

(利用料)

**第10条** 利用者は、別表に定める利用料を負担しなければならない。

- 2 利用者は、前項に規定する利用料を事業者に直接支払うものとする。

(実施報告)

**第11条** 速やかに長浜市産後ケア事業実施報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(委託料の請求)

**第12条** 事業者は、事業終了日の翌月の10日までに、長浜市産後ケア事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出するとともに、委託料を請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する委託料の請求を受けたときは、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、事業者に委託料を支払うものとする。

(書類の保存)

**第13条** 事業者は、事業の適正な実施を確保するため、事業に関する書類を整理し、事業実施年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

**第14条** 市長は、事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他必要書類の調査をさせることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第120号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第139号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

世帯区分	宿泊型 (1日当たり)	デイサービス型 (1日当たり)	訪問型 (1回当たり)
市民税課税世帯	6,400円	3,200円	1,000円
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円	0円	0円

様式第1号 (第6条関係)  
 様式第1号 (第6条関係)

長浜市産後ケア事業利用申請書

長浜市長 あて

私は、次のとおり長浜市産後ケア事業の利用を申請します。 (□新規利用 □継続利用)

				年 月 日		
申請者	(ふりがな) 氏名			生年月日	年 月 日	
	住所	長浜市		電話		
	緊急連絡先	氏名	(申請者との関係)	電話		
		住所				
	乳児の氏名	(第 子)	性別	出生年月日	年 月 日	
	出産予定期間			妊娠期間	週	
出生体重	g		直近体重	g (計測日)		
世帯構成	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
世帯区分		( ) 【区分A】市民税課税世帯				
( ) に○をつけてください。		( ) 【区分B】生活保護世帯・市民税非課税世帯				
申請理由	<input type="checkbox"/> 出産後の身体的回復に不安 <input type="checkbox"/> 育児について不安 <input type="checkbox"/> 日常生活において不安 <input type="checkbox"/> 育児、家事等の支援者がいない <input type="checkbox"/> その他 ( )		希望する 支援内容	<input type="checkbox"/> 産婦の心身、栄養、生活相談 <input type="checkbox"/> 授乳相談、簡単な乳房ケア <input type="checkbox"/> 沐浴等の育児指導 <input type="checkbox"/> 乳児の発達、育児相談 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	希望するサービス	希望日数		希望する日	希望の利用開始時刻	希望の利用終了時刻
<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> デイサービス型 <input type="checkbox"/> 訪問型	日	年 月 日～ 月 日	:	:		
		年 月 日～ 月 日	:	:		
		年 月 日～ 月 日	:	:		
		年 月 日～ 月 日	:	:		
利用希望事業者	第1希望 ( ) 第2希望 ( ) 第3希望 ( )					
産後心配していること	アレルギー：無・有 ( )					
①長浜市産後ケア事業利用申請書及び事業の利用に必要な情報を事業者に提供することに同意します。また、健康状態等について、事業者から健康推定票に情報提供することに同意します。 ②長浜市産後ケア事業利用申請の審査のため、健康推定票が必要な範囲で、住民基本台帳、同一世帯に属する者の市民税課税状況又は生活保護受給状況に関する資料を閲覧することに同意します。 ③利用者の都合により宿泊型、デイサービス型の日程を変更・中止する場合において、利用日の前々日の17時以降は、キャンセル料を支払うことに同意します。 年 月 日 申請者氏名						



様式第2号(第7条関係)  
様式第2号(第7条関係)

長浜市産後ケア事業利用承認通知書

年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のありました長浜市産後ケア事業の利用について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 利用者

氏 名  
住 所

2 利用期間・利用日

宿 泊 型	年 月 日～	年 月 日
デイサービス型	年 月 日	
訪 問 型	年 月 日	

3 利用料

宿 泊 型	円
デイサービス型	円
訪 問 型	円

※利用料は、事業者へ直接お支払いください。

※宿泊型、デイサービス型の利用をキャンセルされる場合は、利用日の前々日の17時までに事業者にご連絡ください。

様式第3号（第7条関係）

長浜市産後ケア事業利用不承認通知書

年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のありました長浜市産後ケア事業利用については、次の理由により不承認とすることに決定しましたので、通知します。

不承認の理由：

様式第4号（第11条関係）  
 様式第4号（第11条関係）

長浜市産後ケア事業実施報告書

年 月 日

長浜市長 あて

事業所名  
 所在地  
 代表者名 ㊟

次のとおり産後ケア事業を実施したので報告します。

利用者氏名		生年月日	年	月	日
住 所	長浜市				
子の氏名		生年月日	年	月	日
事業の種類	利用期間・利用日	開始時刻	終了時刻	日数	
<input type="checkbox"/> 宿泊型	年 月 日～年 月 日	:	:		
<input type="checkbox"/> デイサービス型	年 月 日～年 月 日	:	:		
<input type="checkbox"/> 訪問型 (該当するものに☑)	年 月 日～年 月 日	:	:		
	年 月 日～年 月 日	:	:		
保健指導の内容 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 産婦の母体管理 <input type="checkbox"/> 沐浴や授乳等の育児指導 <input type="checkbox"/> 生活面の指導 <input type="checkbox"/> その他必要な保健指導 (                      )				
母子の状況					
助産師等の 実施結果・所見					
継続支援の必要	無し・有り <input type="checkbox"/> 発育・発達 <input type="checkbox"/> 授乳等育児手技 <input type="checkbox"/> 養育状況 <input type="checkbox"/> 育児不安 <input type="checkbox"/> その他(                      )				
引継事項					

様式第5号 (第12条関係)  
 様式第5号 (第12条関係)

長浜市産後ケア事業実績報告書 ( 年 月分) 年 月 日

長浜市長 あて

事業所名  
 所在地  
 代表者名 ①

次のとおり産後ケア事業を実施したので報告します。

1 宿泊型 (合計 日実施)

利用者氏名	利用期間	開始時刻	終了時刻	日数	自己負担額
	年 月 日～ 月 日	:	:		
	年 月 日～ 月 日	:	:		
	年 月 日～ 月 日	:	:		
	年 月 日～ 月 日	:	:		

2 デイサービス型 (合計 日実施)

利用者氏名	利用日	開始時刻	終了時刻	日数	自己負担額
	年 月 日	:	:		
	年 月 日	:	:		
	年 月 日	:	:		
	年 月 日	:	:		

3 訪問型 (合計 日実施)

利用者氏名	利用日	開始時刻	終了時刻	日数	自己負担額
	年 月 日	:	:		
	年 月 日	:	:		
	年 月 日	:	:		
	年 月 日	:	:		

## 5)【沖縄県宮古島市】宮古島市産後ケア事業委託事業者募集要項

(令和5年3月時点)

### 宮古島市産後ケア事業委託事業者募集要項

宮古島市 市民生活部 健康増進課

#### 1 案件名称

宮古島市産後ケア事業委託

#### 2 事業内容に関する事項

##### (1) 事業の目的と概要

産後直後の母子を対象に、宿泊や通所、訪問を通じて、母親の心身のケアや育児サポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的に産後ケア事業を実施するものである。

このため、産後の母子ケアに関する広い知識及び技術において高い専門性を確保し、宿泊や通所、訪問を提供できる事業者を広く募集する。

##### (2) 対象者

宮古島市の住民基本台帳に記載されている出産後1年未満の母親と乳児とあって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、医療行為の必要な者又は感染症がある者は除く。

- ① 家族等から十分な支援等の援助が受けられない者。
  - ② 産後に心身の不調又は育児不安等がある者。
  - ③ 病院等への医療機関入院を要しない者。
- ※利用の可否は宮古島市健康増進課で決定する。

##### (3) 業務内容

宿泊型、通所型、訪問型において、次のサービスを提供する。

- ① 産婦及び新生児に対する保健指導等及び授乳指導(乳房マッサージ含む)
- ② 産婦に対する療養上の世話
- ③ 産婦及び乳児に対する保健指導
- ④ 産婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤ 育児に関する指導や育児サポート
- ⑥ その他必要とする育児指導

※事業の詳細については、別紙「宮古島市産後ケア事業委託業務仕様書」を参照すること。

##### (4) 実施要件

###### ア 実施場所

- ① 医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院、診療所(産科又は産婦人科を標榜する病院、診療所)又は助産所で実施するものとし、宿泊型を提供するには入所室(病室又は妊婦、産婦若しくは産婦を入所させる室)を有すること。
- ② 沖縄県内で実施すること。
- ③ 入浴施設及び浴室指導施設を有すること。訪問型のみの応募の場合は、不要。

###### イ 従事者

助産師、保健師又は看護師が配置できること。(宿泊型を行う場合、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置できること)

ウ その他

- ① 食事の提供ができること。
- ② 「2(3)業務内容」に規定するサービスが提供できること。
- ③ 事業の円滑な実施を図るため、医療機関との連携を十分に整備し、保健医療面での助言を随時受けられるよう相談できる医師の選定、また症状の急変時、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。
- ④ 「宮古島市産後ケア事業実施要綱」、本事業にかかる契約書(仕様書含む)、関係法令等を遵守できること。
- ⑤ 本市との適切な連絡体制が確保できること。

(5) 契約期間

契約締結の日から当該年度の3月31日まで

(6) 費用について

ア 委託料

宮古島市は表1の委託基準額から表2の利用者負担額を控除した額を委託業者に支払う。なお、実施時間について宿泊型は、利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし、事業者の営業時間内での入退所とする。

通所型及び訪問型については、原則として事業者の営業時間内で対応可能な時間とする。

(表1)

	宿泊型	通所型(6時間)	通所型(3時間)	訪問型
委託基準額	1日あたり 30,000円	1回あたり 20,000円	1回あたり 10,000円	1回あたり 10,000円

(表2)利用者負担額

事業の種類		所得区分		
		課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型	1日あたり	3,000円	0円	0円
通所型(6時間)	1回あたり	2,000円	0円	0円
通所型(3時間)		1,000円	0円	0円
訪問型(3時間以上)		1,000円	0円	0円

イ キャンセル料

利用者の都合によりサービスの提供ができなかった場合、事業者は(表2)利用者負担額の1日又は1回あたりの金額をキャンセル料として利用者から徴収することができる。

ただし、利用日の前々日の午後5時までに利用変更・中止の連絡があった場合は徴収できない。

3 契約に関する事項

(1) 再委託について

- ① 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を再委託することはできない。
- ② 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により宮古島市の承諾を得て、再委託の相手方の契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

(2) 事業の実施について

事業実施方法等については、「宮古島市産後ケア事業委託業務仕様書」を参照すること。

4 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす者とする。

- ① 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。
- ② 医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院、診療所(産科、産婦人科を標榜する病院、診療所)及び助産所を運営していること。
- ③ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ④ 納税義務者にあつては、国税及び宮古島市における市税の未納がないこと(過去5年間)。
- ⑤ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 欠格事項

次に号のいずれかに該当する者は、本事業に応募することができない。

ア 破産者で復権を得ない場合

イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれに関係する暴力団密接関係者

ウ 役員に次の号に該当する者がいる場合

- ① アに該当する者
- ② イに該当する者

エ 民事再生法、会社更生法の適用を申請している場合

6 申請(応募)及び申請書類提出に関する事項

(1) 配布及び提出

ア 配布期間 令和4年5月2日(月)から

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日等を除く

開庁日の午前9時～午後5時まで

イ 配布及び提出場所 宮古島市民生活部健康増進課

ウ 提出方法 郵送又は持参すること。提出に関しては、上記アと同じ。

※募集に関する書類は、宮古島市のホームページからもダウンロード可能。

#### 7 提出書類

- ① 宮古市産後ケア事業委託事業者申請書兼誓約書(様式 1)
- ② 事業者概要兼事業実施基本計画書(様式 2)
- ③ 実施施設の図面(施設全体がわかるもの)
- ④ 事業者の事業内容がわかるパンフレット等
- ⑤ 宮古市税の完納証明書(法人及び代表者名義)
- ⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書  
※ 本社所在地の所轄の税務署発行証明書を提出すること。  
※ 証明書の種類は、「納税証明書(その3)」を選択すること。(「その3の2」「その3の3」でも可)

#### 8 応募上の注意事項

- ① 申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類のうち⑤、⑥については、提出日から3ヶ月以内に発行された最新年度の証明書原本を1部提出すること。
- ③ 提出された書類については、宮古市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。なお、提出された書類は返却しない。
- ④ 応募書類を提出した後には辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

#### 9 審査及び結果の通知

応募書類、実地調査及びヒアリング等により審査を行い、委託業者を決定し契約を締結する。

#### 10 事業担当課(問い合わせ先)

宮古市市民生活部健康増進課予防係 産後ケア担当  
住所:〒906-8501 沖縄県宮古市平良字西里1140番地  
電話:0980-73-1978  
FAX:0980-73-1984  
E-mail:fk.yoboh(アットマーク)city.miyakojima.lg.jp

6)【沖縄県宮古島市】宮古島市産後ケア事業実施要綱

(令和5年3月時点)

○宮古島市産後ケア事業実施要綱

令和5年6月30日  
告示第134号  
改正 令和3年3月25日告示第53号  
令和4年3月31日告示第64号  
令和4年6月3日告示第104号

〔趣旨〕

第1条 この要綱は、出産後の十分な支援が得られない等、特に支援を必要とする母子等に対し、心身のケア、育児のサポート等を行う産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（令4告示194・一部改正）

〔実施主体〕

第2条 事業の実施主体は、宮古島市とする。ただし、市長は、次に掲げる要件を満たした医療機関及び助産所等（以下「医療機関等」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

(1) 事業に従事する助産師、保健師又は看護師（以下「助産師等」という。）を配置することができること（宿泊型の事業を実施する場合は、助産師等を24時間体制で1人以上常駐させることができること。）、

(2) 事業を安全かつ快適に実施することができる施設が整備されていること。

(3) 第4条に規定する事業の内容を提供できること。

（令3告示53・一部改正）

〔対象者〕

第3条 この事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、宮古島市内に住所を有する出産後1年を経過しない母親及び乳児であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療入院を必要とする者及び感染性疾患に罹患している者を除く。

(1) 家族等から十分な支援が受けられない者

(2) 産後に心身の不調があり、保健指導を必要とする者

(3) 育児に対する不安があり、保健指導を必要とする者

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、対象者としてすることができる。

（令3告示53・令4告示104・一部改正）

〔事業の種類〕

第4条 この事業は、対象者に対し、次に掲げるサービスを実施するものとする。

(1) 宿泊型  
対象者を宿泊させ、次条に規定するサービスの提供により、対象者への心身のケアを実施するとともに、育児に関する指導等を実施する。サービス提供期間は、通算して6日を限度とし、利用開始時刻から24時間以内を1日とする。入所期間中は、3食の食事を提供する。

(2) 通所型  
対象者に日帰り施設を利用させ、次条に規定するサービスの提供により、対象者への心身のケアを実施するとともに、育児に関する指導等を実施する。1回の利用につき、実施時間を3時間又は6時間とし、6時間の利用にあっては、1食以上の食事を提供する。サービス提供回数は、通算して4回を限度とする。

(3) 訪問型  
対象者の自宅に助産師等が訪問を行い、次条に規定するサービスの提供により、対象者への心身のケアを実施するとともに、育児に関する指導等を実施する。1回の利用につき、滞在時間は、3時間以上とする。サービス提供回数は、通算して4回を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者の状況により必要があると認めるときは、必要最低限の範囲内において、サービスに係る日数又は時間を相対して利用させることができる。

（令4告示104・一部改正）

〔サービス内容〕

第5条 この事業により提供するサービスの内容は、次に掲げるものとする。

(1) 褥瘡<sup>1)</sup>及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳間マッサージ含む）



- (2) 褥婦に対する療養上の世話
- (3) 産婦及び乳児に対する保健指導
- (4) 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- (5) 育児に関する指導や育児サポート

(利用申請)

第6条 この事業によるサービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古島市産後ケア事業利用申請書兼同意書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用の承認等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に定める可否を行ったときは、宮古島市産後ケア事業利用承認通知書（様式第2号）又は宮古島市産後ケア事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用を承認した場合は、宮古島市産後ケア事業利用依頼書（様式第4号）に宮古島市産後ケア事業利用申請書兼同意書及び宮古島市産後ケア事業利用承認通知書の写しを添えて、医療機関等に依頼するものとする。

(利用の変更又は中止)

第8条 サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、申請した事項に変更が生じた場合は、宮古島市に連絡しなければならない。

2 前項の変更のうち、日程を変更し、又は中止する場合は、利用者は、利用予定日の2日前の午後5時までに、来所又は電話等の手段により宮古島市に連絡しなければならない。

3 市長は、変更又は中止の連絡を受けた場合には、速やかに宮古島市産後ケア事業利用変更（中止）連絡票（様式第5号）により、医療機関等に通知するものとする。

(利用者の自己負担額)

第9条 利用者は、別表第1に定める区分に応じ、サービスに係る費用を負担し、医療機関等に対して直接支払うものとする。

3/13

2 前項の場合において、利用者は、世帯全員の市民税が非課税である世帯又は生活保護世帯である場合は、世帯員全員の非課税証明書又は生活保護を受給していることを証する書類を提出しなければならない。ただし、利用者が当該世帯員であることを証するための情報閲覧に同意し、本市において当該世帯員であることが確認できる場合は、書類の提出を要しない。

(実施報告)

第10条 医療機関等は、事業を実施した月の翌月の10日までに、宮古島市産後ケア事業実施報告書（個票）（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(委託料)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、別表第2に定める委託基準額から第9条第1項の規定により利用者が支払う額を差し引いた額を医療機関等に支払うものとする。

2 当該利用に係る乳児が多胎児の場合の委託料は、別表第2の多胎児加算額のとおりとする。

(令4告示104・一部改正)

(守秘義務)

第12条 本事業に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た対象者の個人情報及び秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(令4告示104・追加)

(情報共有)

第13条 本事業の実施に必要な対象者の情報は、本人等の同意を得て、関係機関等と共有するものとする。

(令4告示104・追加)

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令4告示104・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

4/13

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による産後ケア事業の全部又は一部を委託するための手続き  
 その他この事業の実施に関し必要な準備行為は、この要綱の施行前において  
 も、行うことができる。

附 則 (令和3年3月25日告示第53号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第68号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月3日告示第104号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

事業の種類		市民税額世帯区分		
		課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型	1日当たり	3,000円	0円	0円
通所型(6時間)	1回当たり	2,000円	0円	0円
通所型(3時間)		1,000円	0円	0円
訪問型		1,000円	0円	0円

別表第2 (第11条関係)

(令4告示104・一部改正)

	宿泊型 (1日当 り)	通所型(6時 間) (1回当 たり)	通所型(3時 間) (1回当 たり)	訪問型 (1回当 り)
委託基準額	30,000円	20,000円	10,000円	10,000円
多胎児加算額 (1人につ き)	4,200円	2,800円	1,400円	なし

様式第1号(第6条関係)

宮古島市産後ケア事業利用申請書兼同意書

年 月 日

宮古島市長 様

産後ケア事業の利用を希望するので、下記のとおり申請します。

申請者	フナギ 氏名			
	住所		連絡先	- -
サービス区分	<input type="checkbox"/> 宿泊型	<input type="checkbox"/> 通所型(3時間・6時間)	<input type="checkbox"/> 訪問型	
利用者氏名		生年月日	年 月 日	
利用者の住所				
利用者の連絡先		緊急時連絡先		
児の氏名		出生体重		
出産日	年 月 日	退院日	年 月 日	
分娩施設名				
利用希望日	年 月 日	～	年 月 日	
利用希望施設				
申請理由	<input type="checkbox"/> 家族等から十分な援助が受けられない。 <input type="checkbox"/> 産後、心身の不調がある。 <input type="checkbox"/> 産後、育児不安などがある。 <input type="checkbox"/> その他( )			
世帯の区分	<input type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯			
同 意 書				
私は、産後ケア事業の利用申請に当たり次の事項に同意します。 1. 宮古島市が住民基本台帳等による世帯状況及び所得状況について調査すること。 2. 利用決定及びサービス提供事業者との調整は、宮古島市が行うこと。 なお、調整によっては、希望に届かない場合もあること。 3. 利用者の情報を必要な範囲でサービス提供事業者に対し提供すること。 4. サービスの利用開始時に、決められた利用者負担額をサービス提供者に支払うこと。 5. サービス利用時の状況・結果及び得られた情報について、今後の子育て支援のために関係機関と 情報共有すること。				
署名:				
申請受付日	年 月 日	決定年月日	年 月 日	利用可・利用不可

様式第2号(第7条関係)

宮古島市産後ケア事業利用承認通知書

年 月 日

様

宮古島市長 印

年 月 日付で申請のありました産後ケア事業について、下記の通り利用を決定しましたので通知します。

利用者	フリガナ 氏名	別の氏名	
	住所	連絡先	— —

サービス区分	<input type="checkbox"/> 宿泊型	<input type="checkbox"/> 通所型(3時間・6時間)	<input type="checkbox"/> 訪問型
利用希望日	年 月 日 ~ 年 月 日		
サービス提供施設			
利用料(自己負担額)	円× 日分	合計	円

利用遵守事項

- 利用中は、サービス提供施設等の原則及び指示事項を遵守してください
- 利用料(自己負担額)は、サービス提供施設等に直接お支払いください
- 利用を延期または中止する場合は、速やかに下記に連絡してください。  
(利用予定日2日前の午後5時までは無料で延期または中止可能です。)

(問合せ・延期または中止時の連絡先)  
 宮古島市役所 市民生活部 健康増進課  
 住所 宮古島市平島字西里1140番地  
 電話 09868-73-1978

様式第3号(第7条関係)

宮古島市産後ケア事業利用不承認通知書

年 月 日

様

宮古島市長 印

年 月 日付で申請のありました産後ケア事業について、下記のとおり利用を不承認と決定しましたので通知します。

記

申請者	フリガナ 氏名	別の氏名	
	住所		
サービス区分	<input type="checkbox"/> 宿泊型	<input type="checkbox"/> 通所型(3時間・6時間)	<input type="checkbox"/> 訪問型

不承認の理由

--

様式第4号(第7条関係)

宮古健第 号  
年 月 日

宮古島市産後ケア事業利用依頼書

殿

宮古島市長

以下の者に対し、産後ケア事業のサービスの利用を決定いたしましたので通知します。

サービス区分	<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型(3時間・6時間) <input type="checkbox"/> 訪問型		
利用者氏名		生年月日	年 月 日
利用者の住所			
利用者の連絡先		緊急時連絡先	
児の氏名		出生体重	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
連絡事項			
医療機関からの 情報提供			
世帯の区分	<input type="checkbox"/> 一般世帯 <input type="checkbox"/> 非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯		
利用料(自己負担額)	円(    円×    日)		

様式第5号(第8条関係)

宮古島市産後ケア事業利用変更(中止)連絡票

様

年 月 日

宮古島市長

印

産後ケア事業の利用変更(中止)について、下記のとおり連絡します。

記

利用者	フリガナ 氏名		児の氏名	
	住所			
サービス区分	<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> 通所型(3時間・6時間) <input type="checkbox"/> 訪問型			
変更(中止)の事由				

宮古島市長 様

事業所名  
代表者名 様

(対象者把握方法)

下記のとおり事業を実施しましたので報告します。

申請者	母の氏名	児の氏名
	住 所	
	連絡先	

実施方法	サービス区分	実 施 月 日
	<input type="checkbox"/> 訪問型	年 月 日 ～ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 通所型	年 月 日 時 分 ～ 時 分
	<input type="checkbox"/> 訪問型	年 月 日 時 分 ～ 時 分

1. 産婦の健康状態や生活面の指導

(観察項目)

<input type="checkbox"/> 身体状態	<input type="checkbox"/> 疲労の状態	<input type="checkbox"/> 睡眠・休息の状態	<input type="checkbox"/> 精神・心理状態	<input type="checkbox"/> 乳房・乳房の状態
<input type="checkbox"/> 子宮の収縮状態	<input type="checkbox"/> 産後の状況	<input type="checkbox"/> 会陰部の状態	<input type="checkbox"/> 下投の痔瘻・肛痔・腫血痔瘻	
<input type="checkbox"/> 食事(量・栄養の必要性や工夫、栄養を考慮した食事の提供)				
<input type="checkbox"/> 排便	<input type="checkbox"/> 尿量予定・経路状況			

2. 乳房ケアや母乳の指導

<input type="checkbox"/> 乳房ケア	<input type="checkbox"/> 乳汁分泌量	<input type="checkbox"/> 母乳の有無	<input type="checkbox"/> 乳腺トラブルの観察
<input type="checkbox"/> 乳房の硬化や搾乳方針に応じた乳型の手当て	<input type="checkbox"/> 乳房・乳房マッサージ		
<input type="checkbox"/> 授乳時の様子	<input type="checkbox"/> 母乳栄養の利点	<input type="checkbox"/> 人工乳の利用方法	<input type="checkbox"/> 育児に応じた哺乳量や回数
<input type="checkbox"/> 乳の空腹や満足、搾乳量の過不足の判断	<input type="checkbox"/> 具体的な手法(姿勢・抱き方・搾乳など)		

3. 産婦に対する栄養上の支援

<input type="checkbox"/> 食事の提供	<input type="checkbox"/> 産婦の状況	<input type="checkbox"/> 新生児及び乳児の成長
--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------

4. 産婦及び乳児に対する保健指導

<input type="checkbox"/> 育児方針・おむつ交換、スキンケア、母乳の日量、産後鬱病など	<input type="checkbox"/> 採血指導
--	-------------------------------

5. 産婦に対する心理的ケアやカウンセリング

<input type="checkbox"/> 養育、兄弟の関わり方、育児に関するこだわりなどの確認	<input type="checkbox"/> 信頼	<input type="checkbox"/> 具体的な態度
---	-----------------------------	---------------------------------

6. 育児に関する指導や育児サポート

(養育・発達チェック)	<input type="checkbox"/> 一時的な発達経過	<input type="checkbox"/> 体重測定	<input type="checkbox"/> 排便	<input type="checkbox"/> 栄養状態(成長、人工乳、離乳、母乳力など)
(産後体操)	<input type="checkbox"/> 足の運動	<input type="checkbox"/> 腹部の運動	<input type="checkbox"/> 骨盤底筋の筋力訓練の運動	<input type="checkbox"/> 骨盤の運動
<input type="checkbox"/> 下肢導上	<input type="checkbox"/> 脇指マッサージ	<input type="checkbox"/> 腕指マッサージ		

7. 宮古島市への依頼事項

--

- ① 母子手帳発行時の面接にて、下記情報収集
- ・出身地(島外かどうか)
  - ・入籍しているか(未入籍で、出生かどうか、家族からの支援はうけられそうかどうか等)
  - ・島内にサポート体制はあるか
  - ・経済面やメンタル面の確認
  - ・困っている事等はあるか

- ② 医療機関や他機関からの情報提供
- ・妊婦健診等で、リスクが高い妊婦が把握された場合は、産婦(紙媒体や電話等)で把握。
  - ・定期的に島内の産科と市・保健所で異業種医療会議で把握。

- ③ 産後健診や新生児訪問等で把握
- 医療機関) 出産後入院期間中や退院後、産後健診等で、気になる把握があった場合、医療機関側から情報提供あり。R2.7.1から産後健診費用一部助成事業が始まり、そちらで産後うつに因應のアンケート実施することになっている。

- 市) 新生児訪問(28日以内)での親子や、新生児訪問でメンタル面のアンケートをとっており、そちらで把握。

- ④ 市の乳幼児健診やマタニティ教室等で把握。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

(令4告示104・全改)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

(令4告示104・全改)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第10条関係)

## (2)契約書類

### 1)【滋賀県長浜市】委託契約書

#### 委 託 契 約 書

- |          |   |
|----------|---|
| 1 委託業務番号 | 令和4年度 長健委第 一 号  |
| 2 委託業務名称 | 令和4年度 産後ケア事業業務  |
| 3 委託業務場所 | 受注者が事前に届け出た登録場所   |
| 4 契約有効期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで   |
| 5 委託金額   | 宿 泊 型<br>(1日当たり) 32,000円 (消費税及び地方消費税を含む)<br>ディサービス型<br>(1日当たり) 16,000円 (消費税及び地方消費税を含む)<br>訪 問 型<br>(1日当たり) 5,000円 (消費税及び地方消費税を含む) |

頭書業務委託について、委託者 長浜市長 浅見 宣義 (以下「発注者」という。)と受託者 ●●●● (以下「受注者」という。)は、次の条項により委託契約を締結する。

#### (総則)

- 第1条 受注者は、産後ケア事業業務について、別紙仕様書に基づき頭書の金額をもって委託業務を実施しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様が生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。  
(権利義務の譲渡等)
- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。  
(再委任の禁止)
- 第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。  
(委託業務の調査等)
- 第4条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。  
(業務内容の変更等)
- 第5条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合においては、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。  
(事故責任)
- 第6条 受注者は、委託業務の履行に関し事故 (第三者に及ぼした損害を含む。)が生じたときは、直ちに発注者に報告するものとする。
- 2 受注者は、事故による母子の損害を補償するために、損害賠償保険に加入するものとする。
- 3 受注者の責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、受注者は法的責任の範囲においてこれを処理し、損害を賠償しなければならない。  
(自己負担金)

- 第7条 利用者の自己負担金は、宿泊型（1日当たり）6,400円、デイサービス型（1日当たり）3,200円、訪問型（1日当たり）1,000円とする。（消費税及び地方消費税を含む）ただし、生活保護世帯は無料とする。
- 2 利用者が自己の都合により、利用日の前々日の17時以後に利用の日程を変更し、又は中止した場合は、利用者の自己負担金は、宿泊型（1日当たり）1,960円、デイサービス型（1日当たり）960円とする。（消費税及び地方消費税を含む）  
（自己負担金の会計処理）
- 第8条 前条の自己負担金は、受注者が利用料として直接徴収するものとし、受注者が実施した産後ケア事業の経費に充てるものとする。また、生活保護世帯の利用料については、発注者に請求するものとする。  
（委託料の支払）
- 第9条 受注者は、事業が実施された後、長浜市産後ケア事業実施報告書兼請求書に長浜市産後ケア事業実績報告書を添えて、翌月の10日までに発注者に対して委託金額の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。  
（発注者の催告による解除権）
- 第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (2) 履行期間内に成果品が提出されないとき又は履行期間経過後相当の期間内に成果品が提出される見込みがないと認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、監督又は検査の執行を妨げたとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- （発注者の催告によらない解除権）
- 第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条第1項の規定に違反したとき。
  - (2) 履行期間内に委託業務を完了できないことが明らかであるとき。
  - (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第



2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- (8) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第11条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第12条 発注者は、前条に規定する場合のほか、必要と認める場合は契約を解除することができるものとする。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償は、発注者受注者協議して決める。

(秘密の保持等)

第13条 受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。ま

た、これらの可能性を事前に排除するよう十分な注意を払うものとする。

- 2 発注者及び受注者は、業務の遂行に関して相手方から取得した相手方の業務上の資料または情報を、相手方の文書による承諾なく目的外に使用したり、第三者に開示してはならない。なお、この規定は、本契約終了後または解除後も同様とする。

(個人情報の保護)

- 第14条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うに当たっては、長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第15条 受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に事故の詳細、原因を報告しなければならない。

(契約外の事項)

- 第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）及び長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）その他関係諸法令に定めるところによるほか、必要に応じ発注者受注者協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保持する。

令和4年4月1日

委託者（発注者） 住 所 長浜市八幡東町632番地  
氏 名 長浜市  
(代表者) 長浜市長 浅見 宣義

受託者（受注者） 住 所 長浜市●●町●●番地  
商号または名称 ●●●●●●  
氏 名 ●●●●●●病院 院長 ●●●●●●

### 3)【沖縄県宮古島市】宮古島市産後ケア事業委託仕様書

(令和5年3月時点)

委託者	受託者
<p>宮古島市産後ケア事業委託仕様書（常泊型）</p>	
<p>1 事業の目的</p> <p>産院直後の母子等に対して心身のケアや育児サポート等をを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の構築を目的とする。</p>	<p>利用者負担額を控除した額とする。おし多胎児の場合は多胎児加算額一人当たり4,200円を加算する。</p>
<p>2 委託期間</p> <p>委託契約締結日から当該年度の3月31日までとする。</p>	<p>(4) 利用者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については1日当たりの利用者負担額を徴収できる。ただし、サービス利用開始の前5日午後5時までに利用者から申し渡額があった場合は除く。</p>
<p>3 業務内容</p> <p>(1) 宮古島市が決定した利用者に対するサービスの提供</p> <p>(2) 宮古島市との日程及びサービス内容についての調整</p> <p>(3) 利用者に対するサービス提供開始前の説明、必要な調整等</p> <p>(4) ケアの実施</p> <p>利用者を指しさせ、下記の区分に基づくサービスの提供により、利用者への心身ケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。</p> <p>夜間として、利用開始時刻から24時間以内の利用を1日、入浴時間午前10時～昼時時間午前10時とし、下記に掲げるサービスを提供する。</p> <p>①授乳等及び新生児に対する授乳指導及び授乳指導（乳頭マッサージ含む）</p> <p>②産婦等に対する産後上の世帯</p> <p>③産婦等及び乳児に対する保健指導</p> <p>④産婦及び産婦等に対する心理的ケアやカウンセリング</p> <p>⑤育児に関する指導や育児サポート</p> <p>⑥その他必要とする保健指導・相談</p> <p>※サービス内容の詳細は別紙1に定めるとおりとする。</p> <p>(5) 利用日の追加にかかる申請書への意見掲載</p> <p>(6) 古町利への利用報告及び委託料の請求</p>	<p>6 業務の実施にあたって</p> <p>(1) 受託者は、宮古島市の母子保健関係機関、児童福祉関係機関と連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保し、本事業を行うものとする。</p> <p>(2) 受託者は、実施担当者に対し、年1回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。</p> <p>(3) 受託者は、実施担当者に対し、本事業の実施に関する研修を実施するほか、宮古島市及びその協が関係する研修会等を受講させる等し、質向上に努めること。</p> <p>(4) 受託者は、実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損害等を防止して利用者及び実施担当者の安全確保に努めること。</p> <p>(5) 受託者は、実施施設の食品衛生及び環境衛生管理に十分に配慮し、常に快適な利用が可能な状態の保持に努めること。</p> <p>(6) 受託者は、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救助その他必要な訓練を実施すること。</p> <p>(7) 受託者は、事故等の緊急事態発生に備え、契約後、速やかに本事業に関わる後援保障等の保険に加入すること。</p> <p>(8) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情・苦言等があったときは、誠意をもって迅速・適切に対応すること。</p> <p>(9) 受託者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合等の緊急時に必要な対応を行うこと。</p>
<p>4 サービス提供費</p> <p>上記3(4)は、原則として助産師等が実施するものとする。</p> <p>ただし、やむを得ない理由により助産師が実施することが不可能な時間帯がある場合に限り、保健師又は看護士により実施することができる。</p>	<p>7 関係書類及び帳票類の取り扱いについて</p> <p>(1) 受託者は、本事業の適切な実施を確保するため、次にあげる関係書類及び帳票類を整備するとともに実施施設に納入付け、即時記録を保管するものとする。</p> <p>ア 委託契約書および仕様書</p> <p>イ 会計関係書類</p> <p>ウ 人事労務関係書類</p> <p>エ 利用者関係書類</p> <p>オ その他必要書類</p>
<p>5 費用について</p> <p>(1) 本事業の実施にあたっての委託基準額は、1日あたり 30,000円とする。</p> <p>(2) 委託事業者（以下「受託者」という。）は、前項の金額のうち、利用者負担額をサービスの提供終了時に利用者から徴収するものとする。なお、利用者負担額は、宮古島市が発行する利用承認通知書に記載するものとする。</p> <p>(3) 受託者が委託料として宮古島市に請求する額は、(1)に定める委託基準額から(2)に定める</p>	<p>(2) (1)にあげる関係書類及び帳票類は、委託期間が終了する日の属する事業年度（宮古島市の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ）の終了日の翌日から記録して3年間保存しなければならない。</p> <p>(3) 宮古島市は、受託者に対し、(1)にあげる関係書類及び帳票類の提出又はサービス内容の確認など、必要な調査を実施することができる。</p>

## 8 妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する

権利もしくは正当な利益がないにも関わらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう)を受けた場合は、宮古島市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、宮古島市が随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 9 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたっては、情報保護の重要性を認識し、関係法令等を遵守し、情報の適切な取り扱いおよび管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。

## 10 障害者差別解消について

本業務の履行にあたっては、障害のある方に対して、関係法令等を遵守し、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行わなければならない。

## 11 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、受託者と実施する宮古島市が協議して対応するものとする。

## サービス内容の詳細

出産退院の直後～出産後1年を経過しない母親等及び乳児を対象とするため、利用時期、利用者の心身の状態及び要望等に合わせて、下記の内容を参考に必要なサービスを実施すること。

なお、医師の診察が必要な場合は、状態に応じて外来受診を勧奨すること。

## 1 褥婦等及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む)

## 1 褥婦等の健康管理や生活面の指導

(観察項目)

- ・体温、脈拍、血圧、体重、排泄(尿/便)など
- ・疲労の状況、睡眠・休息の状態
- ・精神・心理状態(不安・ストレス)・・・表情、話し方、落ちつきなど
- ・乳頭・乳房の状態の確認・・・緊さ、亀裂、疼痛、排乳口数乳管の開口、日数に応じた乳汁分泌/緊満/硬結、分泌/乳質など
- ・子宮の収縮状態(高さ/硬度/後陣痛)、悪露の性状(色/量)
- ・会陰部の状態(発赤/腫脹/疼痛)
- ・下肢の疼痛、圧痛、うっ血性浮腫

(生活指導)

- ・食事の量/栄養の必要性や食事の工夫/栄養を考慮した食事の提供
- ・口腔衛生について
- ・就業予定・経済状況について

## 2 乳房ケアや授乳の指導

(乳房ケア)

- ・乳房の形、乳汁分泌量、乳汁の性状、副乳の有無、乳頭トラブル(疼痛、浮腫、水疱、亀裂、出血、発赤、血乳、乳腺炎の有無)の観察・乳房の変化や授乳方針に応じた乳房の手当
- ・乳頭・乳房マッサージ

(授乳の指導)

- ・授乳時の様子の確認・・・産婦等の表情/言動
- ・母乳栄養の利点の説明
- ・人工乳の利用方法(作り方、飲ませ方、ほ乳瓶の消毒など)の説明
- ・発育に応じたほ乳量や回数の説明
- ・見の空腹や満足を判断する方法、授乳量の過不足を判断する方法の説明
- ・具体的な手技の説明・・・姿勢/抱き方/乳頭の含ませ方/排気の仕方/授乳にかかる時間  
搾乳の仕方

II 褥婦等に対する療養上の世話

- ・食事の提供（昼・夜・朝の3食）
- ・助産師等の看護職を24時間体制で配置し、必要に応じ夜間の新生児及び乳児の世話を  
行う。

III 産婦等及び乳児に対する保健指導

【産婦】

- ・上記I, 2参照のこと

【乳児】

〈育児方法の指導〉

- ・おむつ交換・・・手技の観察、助言
- ・スキンケア（皮膚色、皮膚の状態、の状態の観察含め）
- ・外気浴など外出の目安
- ・環境整備（室内の適切な温度、湿度、衣類、）

〈沐浴〉

- ・沐浴指導

IV 褥婦及び産婦等に対する心理的ケアやカウンセリング

〈観察項目〉

- ・表情、言動、児との関わり方、育児等に対する強いこだわりの有無など

〈対応〉

- ・傾聴、共感的な態度 など

V 育児に関する指導や育児サポート

〈発達・発育チェック〉

- ・一般的な児の発育経過の説明
- ・体重測定
- ・排泄（尿/便）・・・性状/回数
- ・栄養状況・・・母乳/搾乳、人工乳、糖水、授乳回数、哺乳力/嘔吐

〈産褥体操など〉

- ・深呼吸、足の運動、腹部の運動、骨盤底の筋力引き締め運動、骨盤の運動、下肢を  
挙上する運動など
- ・輪状マッサージ（子宮底が高く収縮が不良の場合など）、腹部マッサージ（便秘時など）

## 宮古島市産後ケア事業委託仕様書（通所型 6・3 時間）

### 1 事業の目的

退院直後の母子等に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

### 2 委託期間

委託契約締結日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

### 3 業務内容

- (1) 宮古島市が利用決定した利用者に対するサービスの提供
- (2) 宮古島市との日程及びサービス内容についての調整
- (3) 利用者に対するサービス提供開始前の説明、必要な調整等

#### (4) ケアの実施

利用者を日帰りで利用させ、下記の区分に基づくサービスの提供により、利用者への心身ケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

原則として、実施時間は 6 時間又は 3 時間、事業所の営業時間内で対応可能な時間とし、下記にかかげるサービスを提供する。

- ① 褥瘡等及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージ含む）
- ② 褥瘡等に対する療養上の世話
- ③ 産婦等及び乳児に対する保健指導
- ④ 褥瘡及び産婦等に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤ 育児に関する指導や育児サポート
- ⑥ その他必要とする保健指導・相談

※サービス内容の詳細は別紙 1 に定めるとりとする。

#### (5) 利用日の追加にかかる申請書への意見掲載

#### (6) 市町村への利用報告及び委託料の請求

### 4 サービス提供者

上記 3（4）は、原則として助産師等が実施するものとする。

ただし、やむを得ない理由により助産師が実施することが不可能な時間帯がある場合に限り、保健師又は看護師により実施することができる。

### 5 費用について

(1) 本事業の実施にあたっての委託基準額は、1 回あたり 6 時間の場合 20,000 円、3 時間の場合 10,000 円とする。

(2) 受託事業者（以下「受託者」という。）は、前項の金額のうち、利用者負担額をサービスの提供終了時に利用者から徴収するものとする。なお、利用者負担額は、宮古島市が発行する利用承認通知書に記載するものとする。

(3) 受託者が委託料として宮古島市に請求する額は、(1) に定める委託基準額から (2) に定める利用者負担額を控除した額とする。但し多胎児の場合は多胎児加算額一人当たり 2,800 円(6 時間)・1,400 円(3 時間)を加算する。

(4) 利用者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については 1 回当たりの利用者負担額を徴収できる。ただし、サービス利用開始の前々日午後 5 時までに利用者から市に連絡があった場合は除く。

### 6 業務の実施にあたって

(1) 受託者は、宮古島市の母子保健関係機関、児童福祉関係機関を連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保し、本事業を行うものとする。

(2) 受託者は、実施担当者に対し、年 1 回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。

(3) 受託者は、実施担当者に対し、本事業の実施に関する研修を実施するほか、宮古島市及びその他が開催する研修会等を受講させる等し、資質の向上に努めること。

(4) 受託者は、実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び実施担当者の安全確保に努めること。

(5) 受託者は、実施施設の食品衛生及び環境衛生管理に十分に配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。

(6) 受託者は、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。

(7) 受託者は、事故等の緊急事態発生に備え、契約後、速やかに本事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。

(8) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する質問・苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。

(9) 受託者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合等の緊急時に必要な対応を行うこと。

### 7 関係書類及び帳票類の取り扱いについて

(1) 受託者は、本事業の適切な実施を確保するため、次にあげる関係書類及び帳票類を整備するとともに実施施設に備え付け、常時記録を保管するものとする。

ア 委託契約書および仕様書

イ 会計関係書類

ウ 人事労務関係書類

エ 利用者関係書類

オ その他必要書類

(2) (1) にあげる関係書類及び帳票類は、委託機関が終了する日の属する事業年度（宮古島の事業年度である 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間をいう。以下同じ）の終了日の翌日から起算して 5 年間保存しなければならない。

(3) 宮古島市は、受託者に対し、(1) にあげる関係書類及び帳票類の提出又はサービス内容の確認など、必要な調査を実施することができる。

8 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにも関わらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう）を受けた場合は、宮古島市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、宮古島市が随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたっては、情報保護の重要性を認識し、関係法令等を遵守し、情報の適切な取り扱いおよび管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。

10 障害者差別解消について

本業務の履行にあたっては、障害のある方に対して、関係法令等を遵守し、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行わなければならない。

11 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、受託者と実施する宮古島市が協議して対応するものとする。

別紙1

サービス内容の詳細

出産退院の直後～出産後1年を経過しない母親等及び乳児を対象とするため、利用時期、利用者の心身の状態及び要望等に合わせて、下記の内容を参考に必要なサービスを実施すること。  
なお、医師の診察が必要な場合は、状態に応じて外来受診を勧奨すること。

- 1 褥婦等及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
- 1 褥婦等の健康管理や生活面の指導  
（観察項目）
- ・体温、脈拍、血圧、体重、排泄（尿/便）など
  - ・疲労の状況、睡眠・休息の状態
  - ・精神・心理状態（不安・ストレス）・・・表情、話し方、落ちつきなど
  - ・乳頭・乳房の状態の確認・・・堅さ、亀裂、疼痛、掛乳口数乳管の開口、日数に応じた乳汁分泌/緊満/硬結、分泌/乳質など
  - ・子宮の収縮状態（高さ/硬度/後陣痛）、悪露の性状（色/量）
  - ・会陰部の状態（発赤/腫脹/疼痛）
  - ・下肢の疼痛、圧痛、うっ血性浮腫
- （生活指導）
- ・食事の量/栄養の必要性や食事の工夫/栄養を考慮した食事の提供
  - ・口腔衛生について
  - ・就業予定・経済状況について
- 2 乳房ケアや授乳の指導  
（乳房ケア）
- ・乳房の型、乳汁分泌量、乳汁の性状、副乳の有無、乳頭トラブル（疼痛、浮腫、水疱、亀裂、出血、発赤、血乳、乳腺炎の有無）の観察・乳房の変化や授乳方針に応じた乳房の手当
  - ・乳頭・乳房マッサージ
- （授乳の指導）
- ・授乳時の様子の確認・・・産婦等の表情/目動
  - ・母乳栄養の利点の説明
  - ・人工乳の利用方法（作り方、飲ませ方、ほ乳瓶の消毒など）の説明
  - ・発育に応じたほ乳量や回数の説明
  - ・児の空腹や満足を判断する方法、授乳量の過不足を判断する方法の説明
  - ・具体的な手技の説明・・・姿勢/抱き方/乳頭の含ませ方/排気の仕方/授乳にかかる時間  
搾乳の仕方

II 褥瘡等に対する療養上の世話  
・食事の提供：6時間の場合1食、3時間の場合は提供無し。  
・助産師等の看護職を配置し、必要に応じ夜間の新生児及び乳児の世話を行う。

III 産婦等及び乳児に対する保健指導  
【産婦】  
・上記 I、2 参照のこと  
【乳児】  
(育児方法の指導)  
・おむつ交換・・・手技の観察、助言  
・スキンケア（皮膚色、皮膚の状態、の状態の観察含め）  
・外気浴など外出の目安  
・環境整備（室内の適切な温度、湿度、衣類、）  
(沐浴)  
・沐浴指導

IV 褥瘡及び産婦等に対する心理的ケアやカウンセリング  
(観察項目)  
・表情、言動、児との関わり方、育児等に対する強いこだわりの有無など  
(対応)  
・傾聴、共感的な態度 など

V 育児に関する指導や育児サポート  
(発達・発育チェック)  
・一般的な児の発育経過の説明  
・体重測定  
・排泄（尿/便）・・・性状/回数  
・栄養状況・・・母乳/搾乳、人工乳、糖水、授乳回数、哺乳力/嘔吐  
(産褥体位など)  
・深呼吸、足の運動、腹部の運動、骨盤底の筋力引き締め運動、骨盤の運動、下肢を  
挙上する運動など  
・輪状マッサージ（子宮底が高く収縮が不良の場合など）、腹部マッサージ（便秘時など）



## 宮古島市産後ケア事業委託仕様書（訪問型）

### 1 事業の目的

退院直後の母子等に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

### 2 委託期間

委託契約締結日から当該年度の3月31日までとする。

### 3 業務内容

- (1) 宮古島市が利用決定した利用者に対するサービスの提供
- (2) 宮古島市との日程及びサービス内容についての調整
- (3) 利用者に対するサービス提供開始前の説明、必要な調整等
- (4) ケアの実施

利用者の自宅を訪問し、下記の区分に基づくサービスの提供により、利用者への心身ケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

原則として、事業者の営業時間内に実施し、下記に掲げるサービスを提供する。

- ① 褥婦等及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージ含む）
- ② 褥婦等に対する療養上の世話
- ③ 産婦等及び乳児に対する保健指導
- ④ 褥婦及び産婦等に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤ 育児に関する指導や育児サポート
- ⑥ その他必要とする保健指導・相談

※サービス内容の詳細は別紙1に定めるとおりとする。

- (5) 利用日の追加にかかる申請書への意見掲載
- (6) 市町村への利用報告及び委託料の請求

### 4 サービス提供者

上記3(4)は、原則として助産師等が実施するものとする。

ただし、やむを得ない理由により助産師が実施することが可能な時間帯がある場合に限り、保健師又は看護師により実施することができる。

### 5 費用について

- (1) 本事業の実施にあたっての委託基準額は、1回あたり 10,000円 とする。
- (2) 受託事業者（以下「受託者」という。）は、前項の金額のうち、利用者負担額をサービスの提供終了時に利用者から徴収するものとする。なお、利用者負担額は、宮古島市が発行する利用承認通知書に記載するものとする。
- (3) 受託者が委託料として宮古島市に請求する額は、(1)に定める委託基準額から(2)に定める利用者負担額を控除した額とする。但し、多胎児の場合は加算しない。

(4) 利用者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については1回当たりの利用者負担額を徴収できる。ただし、サービス利用開始の前々日午後5時までに利用者から市に連絡があった場合は除く。

### 6 業務の実施にあたって

- (1) 受託者は、宮古島市の母子保健関係機関、児童福祉関係機関を連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保し、本事業を行うものとする。
- (2) 受託者は、実施担当者に対し、年1回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。
- (3) 受託者は、実施担当者に対し、本事業の実施に関する研修を実施するほか、宮古島市及びその他が開催する研修会等を受講させる等し、資質の向上に努めること。
- (4) 受託者は、実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び実施担当者の安全確保に努めること。
- (5) 受託者は、実施施設の食品衛生及び環境衛生管理に十分に配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (6) 受託者は、非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (7) 受託者は、事故等の緊急事態発生に備え、契約後、速やかに本事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。
- (8) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する質問・苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。
- (9) 受託者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合等の緊急時に必要な対応を行うこと。

### 7 関係書類及び帳票類の取り扱いについて

- (1) 受託者は、本事業の適切な実施を確保するため、次にあげる関係書類及び帳票類を整備するとともに実施施設に備え付け、常時記録を保管するものとする。
  - ア 委託契約書および仕様書
  - イ 会計関係書類
  - ウ 人事労務関係書類
  - エ 利用者関係書類
  - オ その他必要書類
- (2) (1)にあげる関係書類及び帳票類は、委託機関が終了する日の属する事業年度（宮古島市の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ）の終了日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。
- (3) 宮古島市は、受託者に対し、(1)にあげる関係書類及び帳票類の提出又はサービス内容の確認など、必要な調査を実施することができる。

## 8 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにも関わらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう）を受けた場合は、宮古島市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、宮古島市が随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 9 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたっては、情報保護の重要性を認識し、関係法令等を遵守し、情報の適切な取り扱いおよび管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。

## 10 障害者差別解消について

本業務の履行にあたっては、障害のある方に対して、関係法令等を遵守し、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行わなければならない。

## 11 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、受託者と実施する宮古島市が協議して対応するものとする。

## サービス内容の詳細

出産退院の直後～出産後1年を経過しない母親等及び乳児を対象とするため、利用時期、利用者の心身の状態及び要望等に合わせて、下記の内容を参考に必要なサービスを実施すること。  
なお、医師の診察が必要な場合は、状態に応じて外来受診を勧奨すること。

## 1 褥婦等及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）

## 1 褥婦等の健康管理や生活面の指導

（観察項目）

- ・体温、脈拍、血圧、体重、排泄（尿/便）など
- ・疲労の状況、睡眠・休息の状態
- ・精神・心理状態（不安・ストレス）・・・表情、話し方、落ち着きなど
- ・乳頭・乳房の状態の確認・・・堅さ、亀裂、疼痛、排乳口軟乳管の開閉、日数に応じた乳汁分泌/緊満/硬結、分泌/乳質など
- ・子宮の収縮状態（高さ/硬度/後陣痛）、悪露の性状（色/量）
- ・会陰部の状態（発赤/腫脹/疼痛）
- ・下肢の疼痛、圧痛、うっ血性浮腫

（生活指導）

- ・食事の量/栄養の必要性や食事の工夫/栄養を考慮した食事の提供
- ・口腔衛生について
- ・就業予定・経済状況について

## 2 乳房ケアや授乳の指導

（乳房ケア）

- ・乳房の型、乳汁分泌量、乳汁の性状、副乳の有無、乳頭トラブル（疼痛、浮腫、水疱、亀裂、出血、発赤、血乳、乳腺炎の有無）の観察・乳房の変化や授乳方針に応じた乳房の手当
- ・乳頭・乳房マッサージ

（授乳の指導）

- ・授乳時の様子の確認・・・産婦の表情/言動
- ・母乳栄養の利点の説明
- ・人工乳の利用方法（作り方、飲ませ方、ほ乳瓶の消毒など）の説明
- ・発育に応じたほ乳量や回数説明
- ・児の空腹や満足を判断する方法、授乳量の過不足を判断する方法の説明
- ・具体的な手技の説明・・・姿勢/抱き方/乳頭の含ませ方/排気の仕方/授乳にかかる時間  
搾乳の仕方

II 褥婦等に対する療養上の世話

- ・食事の提供 なし
- ・助産師等の看護職を派遣し、必要に応じ夜間の新生児及び乳児の世話を行う。

III 産婦等及び乳児に対する保健指導

【産婦】

- ・上記1、2参照のこと

【乳児】

(育児方法の指導)

- ・おむつ交換・・・手技の観察、助言
- ・スキンケア（皮膚色、皮膚の状態、の状態の観察含め）
- ・外気浴など外出の目安
- ・環境整備（室内の適切な湿度、温度、衣類、）

(沐浴)

- ・沐浴指導

IV 褥婦及び産婦等に対する心理的ケアやカウンセリング

(観察項目)

- ・表情、言動、児との関わり方、育児等に対する強いこだわりの有無など

(対応)

- ・傾聴、共感的な態度 など

V 育児に関する指導や育児サポート

(発達・発育チェック)

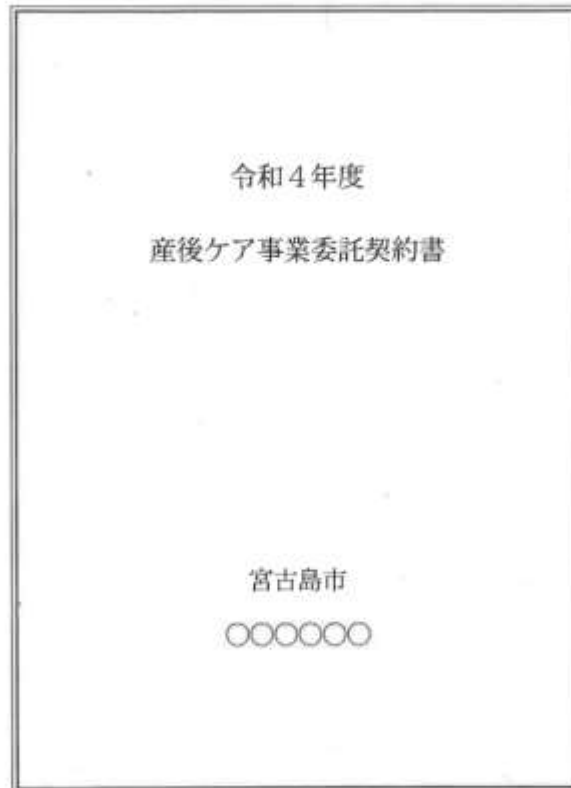
- ・一般的な児の発育経過の説明
- ・体重測定
- ・排泄（尿/便）・・・性状/回数
- ・栄養状況・・・直母/搾乳、人工乳、糖水、授乳回数、哺乳力/嘔吐

(産褥体操など)

- ・深呼吸、足の運動、腹部の運動、骨盤底の筋力引き締め運動、骨盤の運動、下肢を  
挙上する運動など
- ・輪状マッサージ（子宮底が高く収縮が不良の場合など）、腹部マッサージ（便秘時など）

## 2)【沖縄県宮古島市】産後ケア事業委託契約書

(令和5年3月時点)



産後ケア事業委託契約書

宮古島市長（以下「甲」という。）と 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、母子保健法第17条の2の規定に基づき産後ケア事業の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託契約の範囲）

第1条 甲及び乙は、協議を基に、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の範囲及び委託料）

第2条 乙が実施する産後ケア事業の範囲は別記1に定められた範囲とし、委託料は別記2に定める委託料、基準額及び多量収収算額から別記3利用者自己負担額を差し引いた額とする。

2 委託料以外の料金（利用者自己負担額等）の徴収については、乙の責任のもと行うものとする。

（対象者）

第3条 この契約に關する産後ケア事業の対象者とは、宮古島市に住所を有する者とする。

（実施方法）

第4条 甲は、母子健康手帳交付時に産後ケア事業について説明を行うものとする。

2 産後ケア事業は、乙が管理する医療施設等において実施するものとする。

3 乙は、産後ケア事業が円滑に行われるよう実施場所の環境整備を徹底しなければならない。

（委託料の請求）

第5条 乙は、第2条によって算出した各月分の委託料について、産後ケア事業推進部材料請求書（以下「請求書」という。）に産後ケア事業実施報告書（別添）（以下「報告書」という。）を添え、事業を実施した月の翌月10日までに速やかに甲に請求を行うものとする。

（委託料の支払い）

第6条 甲は、前条の請求書及び報告書が正当であるものと認めるときには、当該請求のあった日から30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（委託料の減額）

第7条 乙が実施業務の範囲外の費用を委託料として請求したときは、甲は、当該請求に係る委託料の一部を減額することができる。

（事故の処理）

第8条 この契約に基づく産後ケアの業務に關連して発生した事故については、甲は、事故に關する調査、資料の収集及び被害者との交渉・損害賠償責任等、一切の責めに任ずるものとし、乙は事故に關する資料の提供等について、甲に協力しなければならない。

2 前項の事故の発生が、乙の故意または過失によるものと認められた場合は、甲は乙に損害賠償の請求ができるものとする。

（調査報告書）

第9条 甲は、乙と協議して委託事業に關する調査結果、意見を聞き、提供若しくは説明又は報告を求めることができる。

（委託の範囲）

第10条 甲は、乙に委託業務を担当させることについて不適当と認められる事由が生じたときは、乙と協議の上、委託を取り消すことができる。

2 甲は、前項の規定により委託を取り消す場合には、乙に対して予め書面をもって取り消しの理由を通知する。

とともに、日時及び場所を指定して弁明の機会を与えなければならない。

(委託の辞退)

第11条 乙は、3ヶ月間の予告期間を設けてこの委託を辞退することができる。

(委託期間)

第12条 委託期間は契約を締結した日から令和5年3月31日までとする。

(秘密の保持、個人情報の取り扱い)

第13条 乙は、甲により委託された業務を実施するにあたり知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し管理するものとし、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項、又は契約事項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市長 座喜味 一幸

乙

別表第1

利用者自己負担額		所得区分		
		課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型	1日当たり (1泊2日)	3,000円	0円	0円
通所型(6時間)	1回あたり	2,000円	0円	0円
通所型(3時間)		1,000円	0円	0円
訪問型		1,000円	0円	0円

別表第2

	宿泊型 1日あたり	通所型(6時間) 1回あたり	通所型(3時間) 1回あたり	訪問型 1回あたり
委託基準額	30,000円	20,000円	10,000円	10,000円
多量付加算額 (1人につき)	4,200円	2,800円	1,400円	なし

### (3)その他

#### 1)【三重県名張市】産後ケア事業手引き

##### 令和4年度 名張市産後ケア事業手引き

###### 対象者

1・2・3のいずれかに該当し、①～③にあてはまるもので利用を希望するもの

1. 心身の不調がある

<自覚症状>

身体の疲労感、筋肉痛などの身体の痛み、睡眠不足、不安感、情緒不安定、自信喪失  
赤ちゃんをかわいいと思えない

2. 育児の不安がある

<自覚症状>

育児手技の習得に時間を要する（不安の有無にかかわらず下手）  
育児に対する不安感を訴える（できているが不安で仕方がない）

3. その他名張市が特に支援が必要と認めたもの

- ① 産後おおむね1年までのもの
- ② 医療行為を必要としないもの
- ③ 家族などから支援が受けられないもの

事業を利用することができるのは、1回の出産につき7日間以内とする

###### 申請のながれ

1. ケースの把握

医療機関や子育て支援機関（こども支援センター、まちの保健室、主任児童委員等）からのケース連絡、利用者・家族等からの相談、生後2週間の全戸電話等から支援の必要性があるケースを把握する。

2. 保健師が家庭訪問や面談等を通じて、母親の体調や支援状況等を確認し、事業の説明を行う。

・保健師（母子保健コーディネーター）は、健康管理の支援計画を用いて、フェイスシート、アセスメントシート、支援計画の立案を行う。

3. 利用を希望する場合は、**産後ケア事業利用申請書**を健康・子育て支援室に提出してもらう。

・医療機関等の意見は、保健師が利用者や医療機関等に聴き取るなどし、必ず意見記入者が署名を行う。

4. 前項の申請書の提出があったときには、その内容を審査し、**産後ケア事業利用承認通知書**又は**産後ケア事業利用不承認通知書**により通知する。

・支援計画に基づき、利用が必要であると認められたものに対して利用を承認する

5. 利用を承認したときには、利用日時・内容を調整し、実施医療機関に**産後ケア事業実施依頼書**をもって依頼する。

利用不承認としたときには、別の育児支援体制を整えることで、母親が安心して育児ができるよう支援する。

\* 1～5は速やかにすすめる。継続的な支援

###### 支援内容

【支援によりめざすもの】

1. 利用期間中に、母親の心身の不調や育児不安が軽減し、退院後自宅での育児が可能になること。
2. 利用期間中に、今後の支援方針を検討し、退院後自宅での生活の支援体制を整えることができること。

【実施医療機関から提供される支援】

<心身の不調がある場合の重点ケア>

休養（睡眠）  
相談にのる  
食事の提供  
健康状態チェック

<育児の不安がある場合の重点ケア>

育児手技の指導（授乳・乳房ケア・沐浴・おむつ交換等）  
相談にのる  
食事の提供  
健康状態のチェック

<新生児のケア>

健康状態のチェック  
体重および排泄のチェック  
発育および発達のチェック  
必要時、人工ミルクの授乳

【保健師等（母子保健コーディネーター）が行う支援】

1. 利用中に市の保健師・助産師が訪室し、母子への支援・相談をおこなう。
2. 実施医療機関の医師と市の保健師・助産師が、母子の退所後の継続支援内容を検討する。

**利用終了後の手続き**

【利用者】

1. 退院時に自己負担額として1日当たり2,500円を利用した実施医療機関窓口で支払う。  
多胎児の場合は、2,500円に、2人目以降1人につき1日当たり1,100円を加算した額を支払う。
2. 雑費として別途自費徴収可能。
3. 次の各号に該当するときは、自己負担額は免除される
  - (1) 利用者が生活保護法の規定による保護を受けているとき
  - (2) その他市長が特に必要があると認めるとき

【実施医療機関 ⇄ 名張市】

1. 委託料は1日当たり22,500円とする。（1泊2日45,000円）  
多胎児の場合は、2人目以降1人につき1日当たり9,900円を加算した額とする。
2. 実施医療機関は事業実施後すみやかに産後ケア事業実施結果報告書を名張市に提出する。
3. 実施医療機関は実施の翌月の末日までに、その月の分の事業の実施状況に関する産後ケア事業委託料請求書を市に提出する。
4. 名張市は委託料の請求を受け適当と認めたときには、請求書を受領した日から30日以内委託料を当該医療機関に支払う。

\*委託料には各種ケア、相談、食事、居室使用、寝具使用が含まれる

## 2)【滋賀県長浜市】個人情報取扱特記事項

別記（第13条関係）

### 個人情報取扱特記事項

#### （基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### （取扱責任者等の報告）

第2条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱責任者及び取扱者を発注者に書面で報告し、その者に個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。

#### （取扱場所の報告）

第3条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱場所を発注者に書面で報告し、これを遵守しなければならない。

#### （秘密の保持）

第4条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### （漏えいの防止等）

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### （収集の制限）

第6条 受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### （目的外利用及び提供の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### （複写又は複製の禁止）

第8条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### （再委託の禁止）

第9条 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う事務は自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が承諾した場合はこの限りでない。この場合であっても、受注者は当該第三者の監督責任を負うものとする。

#### （資料の返還等）

第10条 受注者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### （調査）

第11条 発注者は、業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合にお



いて、受注者はこれに応じなければならない。

#### (事故発生時の報告)

第12条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

#### (契約の解除等)

第13条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

#### (罰則の適用)

第14条 長浜市個人情報保護条例第47条、第48条及び第50条に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱いにおいて適用する。

<参考>長浜市個人情報保護条例(平成18年長浜市条例第21号)から抜粋

#### (委託及び指定管理者の指定に伴う措置)

第10条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しようとするとき、又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の業務を行う場合には、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託又は管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 実施機関は、第2項の委託の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該受託者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### 第6章 罰則

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の委託若しくは管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(公文書に記録されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第47条又は第48条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

